

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 5 年12月11日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 2 議案第 35 号 愛西市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 3 議案第 36 号 愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 37 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 38 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 39 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 40 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 41 号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 42 号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 43 号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 44 号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 45 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 46 号 愛西市市江児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 47 号 愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 48 号 愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 49 号 愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 50 号 愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 51 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 19 議案第 52 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 53 号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 54 号 令和 5 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 55 号 令和 5 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 56 号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 57 号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 58 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 59 号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第27 議案第60号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）
 日程第28 議案第61号 令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第29 議案第62号 令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第30 議案第63号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第31 議案第64号 令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第32 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
企業誘致課長	藤 澤 寿 章 君	人 事 課 長	加 藤 貴 也 君
財 政 課 長	堀 田 毅 君	学校教育課長	猪 飼 政 和 君
スポーツ課長	長谷川 勉 君	生涯学習課長	石 田 泰 弘 君
子育て支援課 課 長 補 佐	佐 藤 安 成 君	人 事 課 課 長 補 佐	大 平 剛 史 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺尾和彦	議事課長	大原守人
書記	村瀬俊彦	書記	杉本昌哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

追加議案について議会運営委員会で協議されましたので、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第56号から議案第64号が提出されましたので、去る12月6日に議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま、議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましても、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議員側も理事者側も簡潔明瞭な質疑・答弁を行い、会議の時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第3号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））について質問いたします。

議案書の9ページですが、4款1項2目の18節負担金、補助金及び交付金で4,441万2,000円の交付金について確認をさせていただきます。この交付金についてですが、費用の内訳と、そ

れから対象者の人数、そして給付をされた日付について確認させてください。お願いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

内訳は、死亡一時金4,420万円と葬祭料21万2,000円です。給付対象者は、昨年11月5日にコロナワクチン接種後に亡くなられた方1名でございます。給付日は令和5年11月24日です。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

これは今、大変残念な、急逝されたという状況ですが、このときには、給付をされたときに、市として具体的に遺族の方にどのような対応をされたか、もしそういった対応があるのであれば教えていただきたいのと、そのときにちゃんと滞りなく行われたのか、どのような方法で行われたのか、そのことについて併せて教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

昨年11月9日に担当職員が資料持参の上、遺族宅を訪問して給付金の説明をしております。その後、国に進達し認定が下りたため、滞りなく支払いのほうは終わっております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

**○6番（山田門左エ門君）**

承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））について質問します。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入ですけれども、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金4,441万2,000円ですが、この新型コロナウイルス予防接種健康被害給付負担金について、支払う根拠としてどのような理由があるのか教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれであるものの不可避的に生じるものであることから、迅速に救済することとされています。新型コロナウイルスの接種は予防接種法第6条第3項の予防接種とみなして同法の規定を適用し行われ、同法第15条の規定に基づき、市町村長は新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行います。救済給付に係る費用は、同法第27条第2項の規定により国が負担します。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

算出根拠、4,441万2,000円ですけれども、細かく分かれば教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

歳出根拠につきましては、予防接種健康被害救済制度により給付額を一律に定めており、内訳については死亡一時金が4,420万円と葬祭料21万2,000円です。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

承認第3号：専決処分事項の承認について質問させていただきます。

先ほどから、ワクチンの死亡事故についての給付金ということですが、この給付は、例えばワクチンに可否があったとか、接種会場に可否あったとか、どのような出来事に対する給付なのか教えていただきたいと思います。この予防接種被害救済制度における給付とは、今回以外にどういった事例があるのかも教えていただきたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

救済制度による内容については、接種に係る可否の有無に関わらず、迅速に救済することとされています。他の予防接種についても同じような取決めで行われております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

そうすると、ワクチンに何らかの問題があったとか、会場に問題があったとかそういったことではなくて、ワクチンが原因でお亡くなりになればこういった給付が受けられるのかということの確認をさせていただきたいと思います。

そうすると、今回の給付というのは、市に可否があったか、なかったかというのは関係のない給付金なのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

予防接種法第15条の第1項の規定に基づき、当該死亡が新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けたことによると、厚生労働大臣に認められた者が給付の対象となります。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

答弁が漏れております。

○議長（杉村義仁君）

答弁漏れですので、答弁をお願いします。

○7番（吉川三津子君）

議長、もう一回言っていていいですか。お分かりにならないならば。

○議長（杉村義仁君）

はい。関係があることでしたら。

○7番（吉川三津子君）

答弁漏れがお分かりになっているならば私は発言しませんが、お分かりになっていないならもう一度言ったほうがよいかと思って、その判断を議長に求めております。

○議長（杉村義仁君）

答弁分かっていますか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

もう一度お願いします。

○7番（吉川三津子君）

市の責任というか、市の可否というのは全く今回の給付には関係のないものですかということをお聞きいたしました。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

接種に係る可否の有無については特に関係がございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第35号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

○9番（角田龍仁君）

それでは、議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について、質問をさせていただきます。

なぜ今このタイミングで本条例を制定するのか、その理由をちょっとお聞きしたいです。お願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今回の条例の制定の基となる工場立地法は、製造業等の社会的責務として企業は進んで工場の緑化を行い、積極的に地域の環境づくりに参加し、工場立地の段階から周辺的生活環境と調和を図ることを義務づけており、これらの観点から、これまで本市では特定工場を対象とした工場立地法に基づく緑地等の緩和を行ってきておりませんでした。本条例の目的は、近年、工場立地法地域準則条例を制定する傾向が近隣自治体において見受けられることから、立地されている特定工場が事業拡大に伴う増設や老朽化に伴い建て替えを検討するに当たり、敷地の有効活用を求め、既に緑地等の緩和を行っている他の自治体へ転出することへの抑制と、新たに本市への立地計画を検討する企業に対して、ほかの自治体と同様の企業向けインセンティブを整えるためでございます。以上です。

○9番（角田龍仁君）

それでは、再質問させていただきます。

今回の条例ですが、愛西市の南部地域の佐屋地区の工業団地を見据えてのものなのか、それちょっとお聞きしたいです。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本条例は、将来の本市における自主財源の確立及び雇用機会の拡大となる企業立地全般の効果を促すためのものであり、愛西市南部地区工業団地のみを考慮したものではありません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

重なるところもありますが、そのまま答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議案第35号の愛西市工場立地法地域準則条例の制定についてを質問いたしますが、まず1点目、対象となる工場というのはどのような内容なのか教えてください。また、既存の企業と新規企業ということですが、先ほども説明はありましたが、もう一度教えていただけますでしょうか。対象となる工場については、詳細を教えていただかなかったので、大きさとかそういったことも併せて教えてください。

あと、国の基準から引き下げることに今回なるわけですが、この引き下げる理由についてありましたら、もう一度教えてください。

あと、引き下げることによって、進出しやすくなるという状況については具体的に言うところどういった状況なのか、企業を立地するに当たってどのようなことができるのかということについて、その影響、今までよりもよくなる企業が出やすくなるということですがけれども、その影響について教えてください。

あと、施行日が1月1日ということで、今答弁を聞いているとそんなに急ぐ必要ないのかと思ひながら、1月1日であるというふうに急いでみえるような印象がありますので、1月1日以降にそういった予定があるのか、そういった企業の計画があるのか、その確認をさせていただきます。

また、地域住民について、そのような対応をする必要があるのか、説明を行うのか、こういうふうになりましたということであるのかという地域住民への対応をお願いします。

また最後に、南河田の工業団地で緑地を増やしたという経緯があると思うんですがけれども、その緑地を増やした経緯については、どのような内容で緑地を増やしたのか、この法律の制定からによるものなのか、その緑地の増やした理由、どういう理由なのか教えてください。お願いします。以上、6点ですね。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次答弁させていただきます。

まず、対象となる工場、あと既存企業、新規企業ということでございますが、対象となる工場でございますが、製造業、電気、ガス、熱供給業で敷地面積が9,000平方メートル以上、または、建築面積が3,000平方メートル以上の工場、または事業場となります。

既存の企業につきましては7社、新規企業というのは新たに立地する製造業の企業であり、現時点で想定している新規企業はございません。

次に、国の基準から引き下げる理由ということでございますが、立地されている特定工場が事業拡大に伴う増設や老朽化に伴い、建て替えを検討するに当たり、敷地の有効活用を求め、既に緑地等の緩和を行っている他自治体へ転出することの抑制と、新たに本市への立地計画を検討する企業に対して、ほかの自治体と同等の企業向けインセンティブを整えるためでございます。

次に、進出がしやすくなる、その影響ということでございますが、本条例は開発行為を緩和するものではないということから、工場立地自体の進出に影響を及ぼすものではないと考えております。

次に、1月1日に施行の理由というところでございます。この適用を受ける特定工場からの届出に対して、本条例の規定に沿いまして、適用の判断を行います。今のところ計画はございません。

近隣住民の対応でございますが、届出のある企業に対しましては、その都度、近隣住民への説明を促すように考えております。

最後に、南河田工業団地の緑地を増やした理由でございますが、大規模行為届出制度に基づく自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例において、工業団地全体の緑地率は25%、都市計画上における開発許可基準に基づき緩衝帯10メートルを設置してございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、製造業と電気、熱供給業で9,000平米、または、3,000平米ということはかなり大きいところだと思うんですが、7社ということですけども、もし地区ごとにどこが何社、どこが何社ということが分かれば教えてください。佐屋地区、佐織地区で。

あと、国の基準から引き下げる理由については、他自治体との関係で引き下げなければならないというふうに、ほかに転出をされるといけないのでということもありましたが、そう考えると、そういう事実として今はないかもしれないですけども、そういった相談があって、やっぱり愛西市でもそうしておかないといかんぞというふうに思ったとか、例えば相談があるのであればその件数について教えてください。また内容について教えてください。

あと、そのことと併せて1月1日ということなので、その相談があってしているのかなと思うんですけども、早く急がなければならない理由がちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。相談件数ですね。また相談内容。

近隣住民への対応はその都度説明するということですが、愛西市の開発に係る条例もありますし、そういった手続を踏むかと思えますけど、ここでもっと緑地を増やしてほしいとか、環境施設をもっと増やしてほしいとかというようなもし要望が出た場合は、それは企業と住民との間で対応していくのかどうか教えてください。法律との関係でそれはなるかもしれませんがお願いします。

あと、南工業団地については緑地を増やした理由ということで、先ほど法律上の問題等、また届出の問題等でありましたけれども、議会への説明では周辺住民の方との関係というか、周

辺住民の方との要望もあってそういう形にしたというような説明があった記憶なんですけれども、そういう周辺住民からの要望があってそのようにしたのかどうかも併せて教えてください。
以上、お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

順次御答弁させていただきます。

まず最初に、地区ごとの特定工場の数ということでございますが、こちら佐屋地区で6軒と、佐織地区で1軒でございます。

相談を急ぐ理由というようなところでございますが、こちらにつきましては、やはり近隣の市町村のほうでもやはり準則条例のほうを進めているというところもありまして、先ほどもお話をさせていただいたように、やっぱり来ていただく、あと今ある企業が出ていってしまうというところ、こちらのほうがやはり危惧されるというところもありまして、今回この条例を上程するというところでございます。

具体的な相談というのは今受けているような状況ではございませんが、そういうところから、今回1月1日に施行させていただくということで考えております。

あと、もっと緑地を増やしたらというようなことでございますが、今回、もともと準則条例の基となる範囲が決められておりますので、その中の一番下限の面積での設定をさせていただいております。また、そのようなお声があるということであれば、またそれは後でお聞きした上でいろいろと検討が必要なのかなというふうには考えます。

取りあえず私からは以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

南河田工業団地の再度、周辺からの緑地の要望があったのではないかとということなんです、当然、地区の説明会においては、先ほど部長の答弁が最初にあったように、大規模行為の届出制度に基づきまして、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例において、工業団地全体の緑地を25%、地区計画内で配置しなければなりません。この観点の御説明と、あとは都市計画上における開発強化基準に基づく緩衝帯のこの10メートルというこの幅員を、近隣の住居と距離を置くために10メートルにしていると、刑法上の範囲の中でそのような説明をしてきております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について、お伺いをいたします。

既にいろいろ御質問がありましたので、はしょれるところははしょらせていただきます。先ほどからいろいろ、都市計画マスタープラン上、どの地域にどのような影響が出るのかちょっと説明をしていただきたいと思います。

そして、この比率とした根拠について、近隣云々ということをおっしゃいますけれども、何を根拠にしてこの比率にしたかもお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、どの地域にどのような影響がということですが、対象の地域につきましては、準工業地域、工業地域、あと市街化調整区域となりまして、本条例につきましては開発行為の緩和を伴うものではございませんので、工場立地に伴う影響というものは及ぼすものではございません。

あと、比率の根拠ということですが、地域準則条例を制定している近隣自治体、先ほどもお話させていただきました、こちらの緩和率というのを参考に決定のほうしております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

他の自治体でやっているということですが、具体的にどこがやっていて、どこを参考にしてこの条例を決めたのか、またそれらと愛西市と何らか工夫したとか、違っている点ですね。ここは愛西市に合ったこういう形にしたという違いがあれば教えていただきたいと思えます。

それから、先ほどからこれに取り組む理由ということで、周辺もやっているからということですが、やっぱり何かきっかけがあったと思うんですね。それは、何をきっかけにこれに取り組もうとされたのか。単にお隣の市に条例があって、あらうちにはないわという気づきなのか、それとも、今後、企業誘致していくのにちょっとこれ問題だよという視点があったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そして、仮に南河田がこの条例制定後に立地がされたとしたら、具体的にどんな影響が出たのか、今の状況とどんな違いが出てきたのか教えていただきたいと思えます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、近隣の状況ということで御答弁させていただきたいと思えます。

近隣では、海部地域でいうと、津島市、あま市、弥富市、あと本当に近隣でいうと、稲沢市、一宮市、岩倉市というところで、こちらのほう準則条例のほうを制定しております。

周辺がやっておるということでありますが、実はあま市さん、あと弥富市さんは、あま市がR5の6月29日、あと弥富市さんが5年の10月1日に、こちらの条例のほうを制定されております。私どもも、その辺の情報も入れておる中で、やはり先ほども御説明差し上げたように、本当に私どものほうに立地している企業がそちらに新たに出ていってしまうとか、お越しいただくにしても、やはりこの率が違うというところは、お越しいただくのにやっぱり障害のある可能性とかいうこともありますので、それで早いところということで1月1日には施行させていただきたいということで、今回条例のほうを上程させていただいております。

私からは以上です。

○企業誘致課長（藤澤寿章君）

今回の本条例を、南河田工業団地適用前に制定した場合、どのような影響というか効果があ

ったかということでございますが、南河田工業団地については全5区画で、この準則条例に直接該当してくる区画は3区画程度になると思います。

ただし、こちらは流通業ではなくて、特定工場、いわゆる製造業に関して緩和ができる準則になっております。この準則というのは、国の工場立地法に基づいたものでありまして、それに伴う製造業の緑地の緩和を準則していると。現状としては、南河田は1社、製造業が入っておりますが、本館となる敷地面積が9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上、このガイドラインを超えている、満たしている製造業に限ってということでございますので、実際にその南河田工業団地開設前にこの条例が緩和されたときに、もしくはこの3区画についての製造業というのは若干の効果はあったのかなというところは思うんですが、現状としては南河田工業団地は1社、製造業が入っていただいておりますが、この9,000平米以上、建築3,000平米以上のガイドラインを満たしておりませんので、非適合ということになります。そういったことだと思います。よろしく申し上げます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第36号（質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第3・議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、質問に入りたいと思います。

既存の愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止して、新たに条例を制定する理由をお尋ねいたします。お願いいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

既存の愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例は、農産物直売所とあと地域特産品供給施設のみを対象とした条例でございます。今回の再整備に当たりまして、県道から市道への変更手続を経て、24時間トイレや、あと情報発信施設、あと駐車場など、道の駅を構成する全ての施設を市の管理として整備するために新たに条例を制定するものでございます。以上です。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、再質問させていただきます。

この時期に条例を制定する理由と、施設名称を「道の駅あいさい」とした理由をお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

地方自治法の規定によりまして、指定管理者の業務範囲や利用料金は条例で定めることとされておりまして、技術提案書を提出していただく前に条例を制定する必要があるため、本議会に提出させていただいたものでございます。

新たな道の駅は、市の情報発信拠点としての役割を期待しており、市民はもとより市外の方にも容易に愛西市を連想していただきたいため「道の駅あいさい」とさせていただきました。この「道の駅あいさい」の名称は条例上の名称であり、登録名称は、次代を担う若者からアイデアを募り、公募の手続を経て決定していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、質問をいたします。

新条例についての理由については、若干今述べていただきましたが、併せてお伺いするのと、立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例から、どのような変更がされた内容なのか再度具体的に教えてください。新しい条例がこうなっていますよということは説明を受けましたが、旧条例にはあって新条例にはないこととか、そういった変更点、教えてください。

あと、現在の条例と新しい条例の使用料について、計算方法が違ふように見受けられるんですが、それについて農産物、総菜、レストラン等について、計算方法の違いについて確認させてください。

また、新条例による利用料の見込みというのが大体分かるかと思いますが、算定化されている部分あるかと思うんですけれども、その利用料の見込みを教えてください。

今回、道の駅ということで大きな市の事業ではありますけれども、都市公園部分と道の駅のこの指定管理の関係について何度もお伺いをしておりますが、もう一度、再度お伺ひします。お願ひします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、順次御答弁いたします。

まず、条例制定の理由、あと前の条例からの変更点ということでございますが、こちら地方自治法の規定により、指定管理者の業務範囲や利用料金については条例で定めることとされておりまして、技術提案書を提出していただく前に条例の制定、こちらをする必要があったため、本議会に提出をさせていただいたものでございます。

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例との主な変更点ということでございますが、主な点としては、まず施設名称を立田地域交流拠点施設から「道の駅あいさい」としたこと。あと、使用料を徴収する区分に新たに整備いたしますイベント広場等を追加したこ

とでございます。

次に、使用料の計算方法の違いというところでございますが、愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例では、売上高に一定の率を乗じた金額を徴収しておりました。新たに制定いたします愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例では、使用料の性質に鑑み区分を設けております。

次に、新条例による利用料の見込みということでございます。利用料の見込みにつきましては、営業時間や利用料金の設定など事業手法によって大きく異なるため、募集事業者からの事業手法等により明らかになるというふうに考えております。

市といたしましても、想定する複数のシミュレーションにおいて利益見込みや市への還元の試算をしております。

ただし、その資産内容につきましては、指定管理者の公正な審査、選定の妨げとなる恐れがありますので、現時点では申し訳ございません。公表いたしません。

最後に、都市公園等道の駅の指定管理の関係ということでございます。本条例における指定管理者に業務を委ねる範囲を全域ということにして、一体的な相互利用を図ることで、知名度の向上や、来訪者の増加を期待しております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、まず再質問ですけれども、立田の交流拠点の設置及び管理、条例からの変更点は「道の駅あいさい」とするということと、イベント広場等の利用料が追加されたという話もありましたが、変更された大きな点、すごい感じたんですけれども、現状では総菜やレストランまで含めた全てが15%ということとされておりますが、新しい条例だと農産物直売所だけ15%で、あとほかについては平米、単価幾らというふうにされているんですけれども、そういった点では大きく収入が変わる可能性があって、ここで総菜とかという話を先ほど聞きましたけれども、総菜なんかでも15%あると何百万、何千万という収入があるのに、平米でされるとそこまで行かなかったりと。今回、そういう利用料に変更した具体的な理由についてお伺いをします。

あと、新条例については、利用料等については公表できないということですが、この利用料については、指定管理者が市長に承認をもらえば自由に変更ができるのか、新たにこの指定管理期間中に使用料について変更の手続が取れるのかどうかについて教えてください。

あと最後に、都市公園部分と道の駅部分のということで話しましたが、先ほど一体的管理、全域を管理するということですが、この条例自体については全域を管理ということは載っていないと思うんですけれども、別々の管理ができるという条例になっていくと思うんですが、そういう理解でいいのか教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

すみません。使用料のほうの根拠でございます。先ほども議員のほうからもおっしゃられた15%、あと30%が条件ということで私のほうは設定をしておりますが、フードコートとか飲食施設につきましては、立地条件とかそういうのにもかなり左右されるということで、総合的に判断のほうをさせていただいております。

あと道の駅のイベント広場でございます。こちら平米でということで、こちらにつきましては都市公園エリアとの使用料の大きな差がないようにということで、考えて設定のほうをさせていただいております。

次に、この使用料の変更の可能性ということでございますが、こちらにつきましては、私どももまだ新しい道の駅として運営を委ねて、どんな形になってくるかというのはまだなかなか想像がつかないところではございますが、当然その中でいろいろと話し合い、検討が必要だということであれば、またお話し合いをしていくということは考えております。

あと、一応、指定管理が別々じゃないかということで、御質問だと思いますが、今回、先ほども御答弁させていただいたように、一体的な管理ということで片方は都市公園条例で、こちらについては道の駅の条例ということで2つ併せて一体的に管理をしていきたいということでございます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、お伺いをいたします。

第6条のほうに道路情報、観光情報の提供というところで、こちらもちらの道の駅の業務に入ってきていると思いますが、観光協会との関係はどうなるのかお伺いをしたいと思います。

そして、現在、道の駅を運営している団体はどうなるのか、引き続き農産物直売等を引き受けたいということであれば、どういう関係になっていくのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほどから使用料の積算について河合議員から質問がされておりますけれども、私もう一度、なぜパーセントと固定の面積率で区別したのか、もう一度詳しく、総合的にと言われても何が総合的なのかよく分からないので、その辺もうちょっと詳しく、何でも総合的と言ったら終わってしまいますので、その辺詳しく説明していただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、順次御答弁いたします。

まず、道路情報とか観光情報の提供、観光協会との関係ということでございますが、道路情報、観光情報の提供につきましては、指定管理者が行うということでございます。観光協会につきましても、当然、市の観光を担っていただいております。指定管理者と情報を共有していただいて、観光情報の提供のほう引き続き行っていただくということで考えております。

その次、現在の道の駅の運営団体がどうなるのかということでございますが、現在の指定管理者の指定管理機関につきましては、令和7年の3月31日までとなっておりますので、そこまでということでございます。

その次、使用料の積算根拠ということでございます。使用料の積算根拠につきましては、フ

ードコートや飲食施設につきましては、先ほども御答弁いたしました、立地状況等にも左右されることを考慮し、総合的にということでございます。こちら、総合的にというのは、ほかの自治体での道の駅のテナント料とか、あとアドバイザーからの報告とかそういうのを総合的に勘案させていただいた結果でございます。

イベント広場については、道の駅エリアと都市公園エリアの使用料に差がないことが望ましいというふうに考えたことから、都市公園条例に基づき、設定のほうをさせていただいております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

あと少し再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、観光協会も観光情報の提供をする、そして指定管理も観光情報の提供をするということですが、これ観光協会には補助金を渡して、あそこで観光情報の発信をしていただくわけですか。そういった部分で役割が何が違うのか、しっかりその辺のところ説明をいただきたいと思います。

それから、あと当初、道の駅の運営をしている団体については、そのまま指定管理の下についてやってもらうようなお話もありましたけれども、説明がね。それは全くなくなった話なのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、金額の積算根拠であります。今、総合的というところの説明がありましたが、具体的にどこの道の駅を参考にしているのか、またコンサルからはどのような提案があったのかお伺いをしたいと思います。

それから、仮に、今いろいろ問合せはあると言っちゃいますが、公募に参加団体がなとか、それから審査に合致しないとか、仮にですが、こういうことがあった場合、どのような準備をされているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁させていただきたいと思います。

まず、観光情報の発信の部分でございますが、指定管理者につきましては、そちらを主にやっていただく場所が、24時間トイレに設置いたします情報コーナーというのがございますので、そちらのほうで道路情報とかと併せて、そちらを訪れる方たちに情報のほう発信していきたいというふうに考えております。

観光協会でございますが、当然、観光協会につきましては内部的な情報の発信というのもございますが、外部に対して情報を発信していく、こちらから出向いていろんなところでイベントを打ったりとかそういうことをしておりますので、両方が協力し合ってやっていただくような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

次の、今の団体の扱いということで、下につくというようにお話で今まで説明をされたというようにお話だったんですが、現時点では指定管理者としての募集を進めているところでございます。そちらの今の道の駅の指定管理者がその形で御応募いただくことによって、今までと変わらないような形での指定管理ということは可能なのかなというふうに考えております。



その次、使用料のお話でございますが、一応道の駅のほかの大体のテナントということは、県内のところ、あと近隣のところ、東海3県くらいのところを見たというふうにこちらは聞いております。アドバイザー業務のほうからも、こんなもんだよという数字はいただいておりますが、いただいた数字もそれぞれ数字がございますので、そこら辺を勘案したということで御理解いただきたいというふうに思います。

最後、今回の新しい指定管理者の指定について、参加団体がなかったりとか審査に合致しないというような場合についてはということではありますが、今回の募集要項、かなり細かく作り込んでございますが、それなりに私どものほうも問合せ等いただいておりますので、全くそちら応募がないというふうなことは考えていないというのが現状でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

また答弁漏れですか。

○7番（吉川三津子君）

答弁と合っておりませんので。答弁と合致しておりませんので。

○議長（杉村義仁君）

答弁と違うということでの的確な答弁を。

○7番（吉川三津子君）

仮にそうになったらどうしますかという。

○産業建設部長（宮川昌和君）

大変申し上げにくい御質問なんですけど、仮に、今の段階ではそういうことは想定していないというのが、御答弁させていただいたところでございます。ちょっとそうなった場合のことは、今の時点では、新しい指定管理者になっていただく方の審査に全力を尽くしてまいります。よろしくをお願いします。

○議長（杉村義仁君）

ということですよ。他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第37号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

今回、行政手続において個人番号（マイナンバー）を利用して特定個人情報を識別して、子ども医療費、そして母子・父子家庭医療費、そして障害者医療費、精神障害者医療費、後期高齢者福祉医療費に支給に関する事務に活用するという条例の改正があるわけなんですけど、この情報を共有することでどのような効果が期待されるかお答えをいただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

保険証がない場合であっても、個人番号を利用した情報連携で健康保険の加入状況等を確認することができます。以上です。

○11番（原 裕司君）

ありがとうございます。

保険証がなくてもということであるわけなんですけど、この保険証をひもづけするという、簡単に言うとそういうような状況になってくるわけなんですけど、愛西市の場合、まだマイナンバーカードの申請を行っておられない方がおられるかと思いますが、その数と申請をされていない方、何かカードか証書を発行するというような状況だというふうに報道されておりますが、そのカードは永遠にいいのか、利用できるのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、未申請者の数ですが、11月19日現在で7,000人ほどの方が申請をされていません。

それから、マイナンバーカードを持ってみえない方については、資格確認書により利用保険の加入状況等を確認いたします。

それから、その有効期限ということですけども、5年以内というところで今後また通知がされるということで、まだ詳細は決まっていないと聞いております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第37号に関して質問をしていきます。

今回の行政手続において、マイナンバーを利用した事務的な様々なことを行っていくというところでこういう条例が一部改正させるわけですけども、一番最初にまず伺いたいのは、マイナンバーカードに関して取得をしていない人に関して、今、全国的には、幾つかの自治体で取得をすることが条件、支給とかもね、条件になるというようなどころもありますけど、愛西市において、そうした不利益はないかどうかについて、まず1点目確認をしたいと思います。

それから、改めてマイナンバーカードの取得は強制かどうかについても確認をしたいと思います。

そしてあと、この条例を改正することによって、これまでの運用、事務的な運用とそれから市民に対する対応ですね、変わるところはどういうことなのかについて教えてください。

それから、またマイナンバーカードに関しては、先ほどの質問でもありましたが、取得をしていない人が見えるわけですけれども、カードを取得したが保険証とひもづけをしていない人の対応。だから取得をしていない人とひもづけをしていない人の対応についても教えてください。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

それでは、まず1点目の不利益の関係です。この福祉医療事務につきましては、本市にとって不利益はございません。

それから、マイナンバーカードの取得については強制ではありません。

今までの運用と変わることなんですけれども、こちらは個人番号の利用により、福祉医療の申請時に健康保険の加入状況や、転入者には必要に応じ所得情報を確認ができます。

それから、マイナンバーカードを取得していない方や、カードを取得したが、ひもづけされていない方の対応なんですけれども、資格確認書により医療保険の加入状況を確認してまいります。以上です。

○5番（真野和久君）

それじゃあちょっと、先ほどもマイナンバーカードを作っていない方が今7,000人という話も先ほど質問でもありましたが、現在の市民のカードの保持数。発行数だと駄目になったりすると思うんで保持数ですね。

それからあと、そのうちどれだけが保険証とひもづけをされているのか。それを市民の中でそれぞれの数、それから割合について教えてもらえませんか。

○保険福祉部長（人見英樹君）

保持数については、後ほどお答えをいたしますが、まずひもづけの関係なんですけど、カードを取得していなくても、市としてはこのマイナンバーを活用して保険情報とひもづけするという点ですので、そのマイナンバーカードに保険証を登録されるという方は個人の任意になってきます。今回については、市としてはこのマイナンバーを利用して保険情報とひもづけするために情報連携ができるということでございます。

私からは以上です。

○市民協働部長（田口貴敏君）

今、議員のお話がありました保持数というのは、申請をされて受け取りをされてお渡しをした方の人数ということだと思われませんが、大変申し訳ございません、今、手持ちにございませぬので、後ほど報告をさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

後ほど。

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第37号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等々の一部改正について、質問いたします。

いろんなニュースで、マイナンバーカードの理由で高齢者とか認知の方々が大変困っているという事例が出てきております。こうした保険証等とか市の手続において、市として特別な措置を取るという予定というのが、マイナンバーカードがなくてもする予定があるのかその点についてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

マイナンバーカードがない方につきましては、資格確認書で対応していただきたいということと、この福祉医療の利用に向けましては、市として特別な措置を取る予定はありません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

そうすると、福祉部局において、今、介護施設等でマイナンバーカードの預かったりとかパスワードの保管とかで大変、利用において、病院にすぐかかるのに大変な今状況になりつつあるという情報等もあるわけですが、市がつかんでいるこのマイナンバーカードが、今後、普及していく中で、こういった高齢者とか認知症の方とか知的障害のある方とか、そういった方々への対応は考えていないのか、市として、困難事例としては具体的にどんなことを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

認知症の方ですとかで管理ができない方については、後見人の方に管理をしていただくとか、あとはその何かの申請ですとかはマイナンバーカードがなくても、本人の確認ということで、別の書類で確認をさせてもらって手続をしたいと思います。あくまで、今回のものも情報を連携することによって、こちらも取得ができるということで、マイナンバーカードを持ってみえる、みえないは直接的には関係ございませんので、そのように対応をしてみたいと思います。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、議案37号、議案質疑の真野議員の再質問のところで、マイナンバーカードの交付の実施件数はこの御質問にお答えさせていただきます。

11月末現在で4万7,906件でございます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第38号から日程第7・議案第40号まで（質疑）

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第5・議案第38号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第7・議案第40号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、各条例について共通をする内容になると思いますが、質問したいと思います。

まず、報酬審議会の答申によって増額をするということがありましたが、この報酬審議会はどのような検討を行って、どのような答申をされたのか、それぞれ議員、特別職、教育長について教えていただきたいです。

あと、それぞれ議長と副議長と議員の年収、来年度から増額する金額、そして市長、副市長の年収、そして来年から増額する金額、増える分と、第40条の教育長についての年収、それと増額の金額について確認させていただきますので、お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

報酬審議会の答申による増額の理由について、議案第38号から39号まで同様の質問であり、答弁としまして同一となるため、一括で御答弁をさせていただきます。

特別職報酬等審議会からは、今後、財政支出の増加が見込まれるが、令和5年人事院勧告の増額改定、大幅な物価上昇等を総合的に勘案し、増額が適当であると答申をいただいております。

それでは、順次、38号から御答弁させていただきます。

条例改正に伴う令和6年度以降の議員報酬等の総額について、年総額で約1億1,877円です。続きまして、議長、副議長、議員の年収についてです。

年収、議長809万1,720円、副議長726万1,800円、議員646万3,800円。年収の増額金額は1万5,960円です。

続きまして、議案第39号について御答弁させていただきます。

条例改正に伴う令和6年度以降の特別職の給与等の総額について御答弁させていただきます。教育長を含めた特別職の年総額で約4,007万円です。

続いて、市長、副市長の年収、増額金額についてです。

年収は、市長1,571万760円、副市長1,300万8,374円、年収の増額金額は3万3,570円です。

議案第40号、条例改正に伴う令和6年度以降の教育長の給与等の総額は、年総額で約1,135万円です。教育長の年収、増額金額についてです。教育長の年収は1,134万6,660円です。年収の増額金額は3万3,570円です。以上でございます。

○4番（河合克平君）

報酬審議会の答申によると、人事院勧告と物価高騰だという話もありましたが、今回1,000

円、2,000円ですか、物価高騰はそれ以上だと思わなければならない、その金額となったことについて、もう一度詳細をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○企画政策部長（西川 稔君）

近年の物価上昇、高騰に追いつくような賃金形態にする必要がある、または物価上昇を加味して報酬を引き上げる必要がある、人事院勧告も参考にするならば、プラス0.3%が妥当であるというような御意見をいただいております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第41号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について確認をさせていただきます。

今までについては、勤務手当はどのようにされていたのかお伺いいたします。また、今回、勤務手当を支給するためということですが、対象の人数等について確認をさせていただきます。

また、勤務手当を予定する上限と下限についても併せて教えてください。

そして、勤務手当を含む予定の年収とか年収の上限・下限、最高と最低ですね、教えてください。

今回、施行日は令和6年4月1日、来年度からそういった勤務手当を支給するということになるようですが、今年度、遡ってそういう支給をしない、その理由についてお伺いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

今までの勤務手当の支給についてですが、会計年度任用職員に対しては支給はしておりません。

次に、対象人数ですが、現時点では170人ほどを予定しております。

続きまして、勤務手当を予定する最高と最低の金額、また勤務手当を含む予定の年収の最高と最低について御答弁させていただきます。

年間の勤務手当の最高支給見込額は、約66万2,000円、最低支給見込額は約14万5,000円、年収の最高支給見込額は約532万5,000円、最低支給見込額は約116万9,000円となります。

次に、今年度から遡及しない理由につきまして、御答弁させていただきます。

地方自治法の改正により、令和6年4月より会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったためです。以上でございます。

○4番（河合克平君）

法改正によって支給できるということになったということですが、市として独自に、遡及をして今年度から支給をして上げるというような検討はされたのかどうか教えてください。

あと、今言った金額でいうと、最低・最高の年収を聞くと、いわゆる扶養の範囲内からは出ている状況がありますけれども、そういった扶養の範囲内、範囲外ということについては、考慮に入れているのか入っていないのか確認させてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

法に基づいて実施いたしますので、検討はしてございません。

扶養に関してですが、考慮はしておりません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第41号について質問させていただきます。

これは、男女格差とかそういった格差是正のためにいろいろ今国のほうが地方に対して発信しているものの一つだとも思いますが、この会計年度任用職員の今男女比率はどうか。そのうちフルタイムで働いていらっしゃるの何人なのかお聞かせをいただきたいと思います。

今回の改正で対象となる職員と該当しない職員、そのどういった判断基準があるのか、そこも教えていただきたいと思います。

今、令和5年から男女格差のデータを自治体の中できちんと分析し、是正していくようにといういろんな通知文が出て、これも公表することになってきていると思います。そういった部分でパートタイム会計年度職員の男女格差について、どのようなデータ集積の仕方をして判断をしているのかをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、会計年度任用職員数の男女比率、フルタイムについて御答弁させていただきます。

男性が約15%、女性が85%、フルタイムにつきましては、採用しておりません。

続きまして、今回の改正で対象となる職員と該当しない職員の判断基準について御答弁させていただきます。

任期が6か月以上、かつ勤務時間が週15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員が対象となります。

続きまして、給与の男女格差について御答弁させていただきます。

令和5年11月支給分で比較しますと、男性の平均支給額は14万5,811円、女性の平均支給額は11万2,125円です。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

先ほども130万円の壁ということがあったかと思います。この壁について配慮しなかったと

ということですが、職員からの意見を聞いたのか、それとも今いろんな、10月から130万の壁に対する企業の対応等で、扶養にならなくていいよというルールもできているわけですが、市において130万円の壁を超えた方については、どのような措置を取っていかれるのか、企業と同じような措置を取るのか、そのときに何らかの企業のほうの理由が必要だと思いますね。これこれしかじかで急に増えましたとかという理由が必要だと思いますが、その点についてはどのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思います。

○人事課長（加藤貴也君）

今、130万円の件につきまして御質問がありました。

こちらにつきましては、何かそれに対して、例えば130万円超えれば当然いろいろ社会保険に入っていたりとか、そういったことは出てくるかと思えます。こちらのほうとしましても、当然扶養の範囲で働きたい方も見えますし、そうでない方というのも一部見えるものですから、その方々の相談を受けまして、こちらで相談に応じて対応しておるといって形でございます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

1点ちょっと漏れているのでよろしいですか。

いいですか、議長。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

先ほど言ったのは、企業と同じような措置ですね、市のほうが理由書等を作って対応しなくちゃいけないわけで、そういったところまでする準備ができていいのかということをお尋ねいたしました。

○議長（杉村義仁君）

吉川議員、これからは分かりやすい、理事者側が説明しやすいように質問をしてください。

○7番（吉川三津子君）

言ったつもりでございますが、すみません。1つとか2つとかと言います。

○議長（杉村義仁君）

そういうふうによろしく願います。

○人事課長（加藤貴也君）

今の点につきましては、まだこちらでは考えがありませんので、今後しっかり考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~



◎日程第9・議案第42号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問いたします。

今回の議案は税率の改定と産前産後の保険税の免除についての改正ということで、このうち税率の改定についてお伺いをしていきます。

基本的には保険税が引き上げられるということですが、この税率にした根拠について、また被保険者への影響額についてそれぞれお聞かせください。あわせて、近隣自治体と比較した状況もお願いいたします。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず1点目、税率の根拠です。

こちらにつきましては、国民健康保険運営協議会からは、県が示す標準保険料率に準じた税率改正が必要であるが、5年間程度の激変緩和措置を検討する旨の答申を受けました。

これを受け、令和10年度の標準保険料率を見込み、それに向けて段階的に引き上げていった場合の税率を見込みました。

次に、被保険者の影響額につきましては、1人当たり調定額は令和5年度と比較し14.3%の増額となり、10万6,038円を見込んでいます。

続きまして、近隣自治体の状況です。

令和4年度の1人当たり調定額の実績で比較しますと、弥富市が11万1,124円、稲沢市10万4,646円、あま市10万3,512円、津島市が10万2,973円で、愛西市は9万7,272円でした。

また、多くの市が令和5年度より税率の引上げを行っており、さらに令和6年度も引上げの予定をしているということを伺っています。以上です。

○10番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それでは、1点再質問させていただきます。

激変緩和が5年間程度ということで、その5年間の期間中は不足分が発生するものと考えますが、どのように対応されるのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

要綱を定めて一般会計からの一時的な繰入れを予定しています。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問をさせていただきます。

税率改正ということで、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額で、6%から6.61%の税率が上げられるわけですが、この基礎税額の額としましては、被保険者均等割では2万2,000円から2万6,400円です。4,400円の増額となっております。

第5条2の世帯別平等割の金額で見ますと、2万2,000円が2万1,900円と100円の減額となっております。その理由についてお答えいただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

令和10年度における標準保険料率を推計し、それに向けて均等に増額した結果、今回の税率となりました。

区分項目別に見ますと、医療分の世帯平等割額のみ目標とする令和10年度の推計額が現在の額より低くなっているため減額となりました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についての質問をさせていただきます。

値上げをされる理由について確認をさせてください。

具体的にどのような収入なり支出かどうなのかということも含めて教えてください。

あと、加入者の中で、一番多い年収の区分の世帯はどのような人数になるか教えてください。

続いて、具体的に年収等世帯人数を申し上げますので、それぞれについて増額される金額について確認させてください。

1人目が240万円の年収の2人世帯。所得でなくて年収ですので、年収240万円の人の3人世帯、月20万円の収入を得る人。続いて、年収360万円、月30万円の年収の3人世帯。同じく360万円の人の4人世帯。同じく360万円の人の5人世帯について、幾らの負担が増えるのか教えてください。続いて、年収480万円、月40万円の4人世帯の人がどれだけ増えるのか教えてください。あと、年収が600万円の人で4人世帯については、どれくらい増えるのかということについて教えてください。

また、先ほど幾ら金額が増えるのかという話も申し上げましたが、年間の保険税が幾らになるのかということと、増額する保険税が幾らになるのかということと、その増額、年間の保険料が年収に対して負担はどのくらいの割合になるのかについて、事前に通告もしてありますので教えてください。

あと、近隣との比較については、先ほどお話がありましたが、保険料率、合計保険料率と被保険者均等割、または平等割の金額についてお伺いできればお願いします。

あと、今回値上げをすることによって、かなりの値上げになると思うんですが、収納率とい

うのは大きく県からの保険を支払う中では大きく変わってくると思うんですが、収納率の見込みをもし立てているのであれば、このくらいはあるだろうということを教えてください。

あと、今回、均等割額については1人8万7,000円ということで、かなりの均等割が多くなるんですけど、多人数世帯についての激変緩和の措置などについてはあるのか教えてください。お願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

それでは、順次御答弁申し上げます。

まず、値上げの理由につきましては、減税率のままでは令和5年度に続き、令和6年度以降も赤字運営となります。

国民健康保険特別会計は法に基づいた公費及び被保険者の負担により運営していくとされているため、税率改正をするものです。

続いて、加入者の一番多い年収区分と世帯人数につきまして、所得を100万円ごとに区切った場合、所得100万円以下の世帯が3,846世帯で一番多い区分となっています。

続きまして、税率引上げで増える負担、年間の保険税額と増加する額、それから収入に対する負担割合につきまして、順次答弁申し上げます。

年収240万円の2人世帯の方、年間21万6,400円から25万3,200円に増え、3万6,800円の増で、負担割合は10.55%です。

続いて、年収240万円の3人世帯の場合です。22万4,800円から26万4,900円、4万100円の増で、負担割合は11.04%。

続いて、年収360万円の3人世帯。33万800円から38万9,200円、5万8,400円の増で、負担割合は10.81%。

続きまして、360万円の4人世帯。33万1,600円から39万1,500円、5万9,900円の増で、負担割合は10.88%。年収360万円の5人世帯は、36万2,000円から42万8,900円、6万6,900円の増で、負担割合は11.91%。

年収480万円の4人世帯。45万6,200円から53万8,000円で、8万1,800円の増で、負担割合は11.21%。

年収600万円の4人世帯は、54万3,500円から64万円、9万6,500円の増で、負担割合は10.67%です。

続きまして、近隣のそれぞれの料率についてなんですが、これは全てお答えしていくということではよろしいでしょうか。

では、4年度の税率で申し上げます。

津島市は所得割、これは医療給付、後期高齢、介護分を合わせた額、割合で申し上げます。

まず、津島市は4年度、税率は所得割が10.69%、均等割は4万800円、平等割は4万400円。稲沢市については、所得割11.10%、均等割4万3,200円、平等割が3万200円。あま市は所得割10.26%、均等割が4万6,900円、平等割2万9,900円、さらにあま市の場合は資産割が7%ございます。

それから、弥富市についてですが、所得割が9.29%、こちらも資産割がありまして8%、均等割が4万1,700円、平等割が3万2,900円でございます。

続きまして、収納率、見込みを立てているかという御質問ですが、こちらについては特に見込みの数字はありませんが、税率の引上げが収納率に影響するということは考えております。

次に、多人数世帯への激変緩和につきましては考えていません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

まず、加入者の一番多い年収区分については、100万円以下で3,846人ということで、加入者の30%以上がそうなるので、そういったことで非常に所得が低いという方たちが含まれていると。特に応益負担といって、いわゆる1人当たり幾らというのを上げれば上げるほど、その人たちについては負担が大きくなる状況になるんですけども、そういったことで金額の検討はされたのか教えてください。

また、先ほど県の基準を目指すには、激変緩和として5年間かかるよというお話もありましたが、県の基準というのがこの所得割が幾らで、均等割が幾らで、平等割が幾らなのか、先ほど平等割が県の基準が減るよという話もありましたが、その所得割、均等割、平等割、県の基準というのが幾らなのか教えてください。

また、非常に年収からする負担率が10%を超えるということですが、分かればいいんですが、社会保険の場合というのは月収に対して幾らということなので年収が分かると思いますが、何パーセントの社会保険の被保険者の負担、企業負担を除いて被保険者の負担は何パーセントなのか教えてください。分かればいいです。

あと、収納率の見込みについては、引き上げれば当然収入が減ると。特に多人数世帯については、年収240万、360万程度の、そういった方たちについては、特に子育て世帯の方が多いかと思うんですけども、そういうことを考えて収納率を上げるために何らかの方法を考えるべきであったかと思うんですけども、そういったことの検討はされたのかどうかについて確認をさせてください。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まずは、1点目の税率ですとか均等割等の金額につきましては、こちらは今回当市としましては、令和10年度の県の標準税率に合わせていくために、今回のそれぞれの金額、率を設定しましたので、特段この世帯割とかそういったところだけについては協議はしておりません。あくまで県に合わせていく形でこうなりました。

続いて、県の基準標準税率なんですけれども、5年度の実績は医療分が7.06、これを10年度は8.04と見込みました。平等割が3万578円を3万7,887円、平等割が1万9,779円を2万1,739円、続いて支援金分については所得割の率を現在2.72%が県の標準税率ですが、これを3.56、均等割が1万1,418円を1万5,726円、平等割を1,385円を9,073円。介護分については、所得割2.36%を10年度は3.22%、均等割1万2,296円を1万6,685円、平等割6,080円を8,751円に近づけるようにということで、今回設定をいたしました。

続きまして、社会保険料の場合なんですけれども、こちらはあくまで年収240万円で賞与等を含んでいない数字の年収240万円、月額みの数字で考えますと、14万1,960円ほどではないかということで見えております。

続いて、収納率アップの対策とか検討ですが、当然、徴収率を上げることというのはこれからも考えていかなければなりません。収納部門と連携を強化して収納率のアップにつなげていく、また口座振替ですとかコンビニのほうも活性していただき、収納をしやすい環境をつくって、今もなっていますので、そちらについても啓発をして、保険税を納めていただきたいと考えております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問いたします。

特別会計の過去の決算内容を遡ってみますと、令和3年度では6億円の繰入金をして国民健康保険支払準備基金が1.8億円も減っております。令和4年度決算では5.6億円の繰入れをしても1.5億円の基金が残って、とうとう支払準備基金、僅か500万円しか残っていません。極めて危機的状況だと思います。

近隣の自治体と比較して、この制度どんな差があるのか、ほとんど回答していただいておりますので、もしほかに何かあれば教えてください。

あと、この条例一部改正によって国民健康保険税の支払額、どんな影響があるのか分かる範囲で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

他の自治体の比較につきましては、繰り返しになりますが、令和4年度の1人当たり調定額の実績で比較しますと、弥富市が11万1,124円、稲沢市10万4,646円、あま市10万3,512円、津島市が10万2,973円で、愛西市が9万7,272円でした。

また、多くの市が令和5年度から税率の引上げを行っており、またさらに6年度も引上げを予定しているという状況であります。

国民健康保険税の額にどんな影響があるのかという御質問です。

こちらについては、保険税につきまして当然増額となります。今年度所得での推計になりますけれども、令和5年度の本算定時の調定額と比較して1億5,400万円ほど増額を見込んでいます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

では、議案第42号：国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いをいたします。

1回目の質問、随分出てしまいました。質問しないと2回目ができないのでお伺いをいたします。

この料金改正により、令和6年度、収支総額への影響額について御説明いただきたいと思  
います。あとは再質問でいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

今年度所得での推計になりますが、令和5年度本算定時の調定額と比較し、1億5,400万円  
ほどの増額を見込んでおります。以上です。

○7番（吉川三津子君）

再質問いたします。

先ほどから5年間の激変措置を取っていくということで、県の国保になる頃から激変の緩和  
措置ということで来たと思います。今回、この5年間の激変の緩和措置を取らないとなると、  
どれくらいの金額になったのか、それから5年間一般会計から繰入れをして措置をするとい  
うことではありますが、この5年間の一般会計の繰入額の予想額についてお伺いをいたしたいと思  
います。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、5年間の繰入総額について申し上げます。

一時的な繰入総額としましては、6年度以降、3億ほどを現時点では見込んでおります。

1点目の御質問は、すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

○7番（吉川三津子君）

県が言う金額にするためには、ちょっときついで、5年間の激変緩和措置を取るとい  
うことでしたが、激変緩和措置を取らないとなったら幾らぐらいの保険料の額になるのか教えてい  
ただきたいということです。

○保険福祉部長（人見英樹君）

失礼いたしました。

一度に引き上げるとのことだと思いますが、そうした場合は医療分の所得割を、10年度、  
多少、先ほど申し上げたのは、令和10年度での標準税率なんです、そこも順番に上がって  
いくものということでこちらは計算をしました。そちらの数値は今ございませんけれども、その  
額、一度に上げると所得割が医療分として8.04%、均等割が3万7,887円、平等割が2万1,739  
円。支援金分は所得割が3.56%で、均等割が1万5,726円、平等割が9,073円。介護分の所得割  
が3.22%、均等割が1万6,685円、平等割が8,751円でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第43号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第43号について質疑いたします。

佐織保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正ということですが、なぜ7年後の廃止なのかということが1点目。

2点目は、佐屋北保育園の条例設定の廃止のときは5年という形で、時期は違うんですけども、そういった廃止期間までの違いというのはどういうところから出てきたのか、2点目お伺いします。

3点目は、一般質問されているんですけども、地域説明会等されておりますので、その状況、また保護者のほうから反対の声はあったんでしょうか、お伺いします。

4点目は、万一、今の利用者とかが転園とかの相談があった場合はどのように対応されるのか、以上4点について御説明願います。よろしくお願います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

順に御答弁させていただきます。

まず、なぜ7年後の廃園なのかというところですが、少子化の進行や予想以上の入所率の低下などがあり、早い段階で方向性を決定する必要があるため、庁舎内及び子ども子育て会議等で検討を行い、方向性について慎重に決定してまいりました。

続きまして、北保育園との条例廃止期間の違いは何か。

佐屋北保育園のときは議決から起算して5年の期間、佐織保育園につきましては、7年の期間を取っております。長い期間を取っておりますのは、より保護者の皆様に余裕を持って周知できるようにすることや、これから出産を迎えられる方が生まれたお子さんを佐織保育園に預けたい場合でも、卒園まで受入れできるよう、最大限影響が出ないようにすることを考慮したためです。

続きまして、地域説明会の状況と保護者の反応です。

地域説明会では、いつまで佐織保育園に入園できるのかについてや、跡地の利用についての質問などがありました。

保護者説明会では、園の行事などが今までどおり行われるのかについての質問や、他園へ転園する場合にスムーズにできるよう早い決定と周知をお願いしたいとの意見はありましたが、反対意見はありませんでした。

次に、転園とかの相談があった場合についてですが、保育園は保護者が勤務状況や保育内容に基づいて自由に行き先を選択できますので、保護者自ら情報を集めて最適な保育園を選んでいただければと思います。相談には応じていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

一般質問でも伺ったので、その点も含めて、その点を簡単に聞いていきたいと思っておりますけれども、令和13年を閉園にした理由について、もう一度簡単に確認をしたいと思っております。

それから、もう一つは、廃園までに7年あるわけで、これからは、今度の配置基準は一定緩和されるような状況に今は政府のほうから出ていますが、保育所や保育園をめぐる状況についてもいろいろと変化していく可能性もあるので、近隣の園の状況とか人口増加での社会状況、政策等の変化をした場合の対応についてお尋ねをしたいと思っております。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

佐織保育園を廃園する理由については、少子化の進行や入所園児数の減少等があることから、乳幼児人口や入所園児数の推移、民間保育施設の整備の見直しなどを愛西市子ども子育て会議の皆様にお伝えし、会議で意見を伺った上で、市としての廃園の方向性を決定いたしました。

廃園までの近隣の状況や人口変化などの社会状況が変化した対応については、在園時数の状況は常に把握をしております。人口増加など社会状況の変化があった場合には、民間保育園や認定こども園の受入れ数の調整を行い、対応をしております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

一般質問で確認をしたんですけれども、地域説明会で存続を求める発言はなかったのかということを確認したときに、ないという答弁でありましたが、賛同した方に直接聞いたところ、廃園をしないでほしいということは言いましたという話もありますので、その点きちっと報告がされていないのか、ちょっとその辺は問題ではないかと思うので、ちょっとしっかりと確認をしたいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

地域説明会において、令和12年度末をもって佐織保育園を廃園することに対する明確な反対意見はございませんでした。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第44号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について質問させていただきます。



利用料金のところであります。

第9条3項の別表に定める使用料の額について確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、条例の別表を確認しますと、商業あるいは募金であるとか、興行、展示会等を行う場合に、1平方メートル当たり1日につき23円となっております。

道の駅東ゾーンの都市公園について、全体の面積単位で算出するのか、それともその他の計算方法についてお答えいただきたいと思ひます。

それと、これまで都市公園での使用料の実績についてもお願いをしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

まず、都市公園内において行商、募金、興行、あと展示会の行為を行う場合には、都市公園内行為許可申請書を提出する必要があります。

利用料金につきましては、業として写真撮影等を行う場合は1日につき400円、その他の行為をする場合には申請面積で算出をいたします。

使用料の実績でございますが、業として写真を撮影される方に対し、写真撮影行為の使用料として徴収実績がございます。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

1つだけ再質問させていただきたいと思ひます。

キッチンカーなんか、当然路上に止めるのか、それとも公園内なのかちょっと把握しておりませんけれども、要は大抵車1台、面積的にはどのくらいの費用で徴収されておるのか、参考まででいいのでお答えいただければありがたいと思っております。

○産業建設部長（宮川昌和君）

車の本当にサイズのところで面積でいただくということになります。車のサイズにも当然異なりますが、大体12から13平米ぐらいかなというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第45号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第45号：財産の無償譲渡についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

財産の無償譲渡に関してですけれども、今回、いわゆる一部の建物を無償譲渡するというところで提案があるわけですけれども、現在の建物の価値についてはどの程度と試算をしているの

か、また今、その建物はどのように使用されているのか、ちょっとお尋ねします。

また、今も常に使われていると思うんですけども、例えば譲渡する場合に市が負担した修繕とかをするのかについてもお尋ねします。

それから、今回は建物の譲渡ということですけども、問題は土地のほうでして、土地についてはどういう状況なのかについてお尋ねします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、1点目の建物の価値と使用状況です。

建物の減価償却残存価格は約200万円です。また、現在は特別養護老人ホームの倉庫を自転車置場として使用されています。

続きまして、修繕しての譲渡なのかということですが、修繕必要箇所の有無に関わらず現状有姿のまま譲渡いたします。

続きまして、土地についてですが、こちらは現在調停中であり、有償譲渡または有償貸付けに向けた話合いをしています。以上です。

○5番（真野和久君）

確認ですけども、結局建物に関しては今は使われているし、それほど資産価値もないんで、このまま現状で使ってもらおうということかもしれません、土地についてはやはりなかなか交渉が難しいようですけども、これについては、今後、土地がもし調停の状況が今どうなっているかというのがありますけれども、不調に終わってきた場合とかについて、例えばこの建物とかについてはどうなっていくのかについてお尋ねします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

調停が不調になった場合には、土地の使用貸借契約満了後の合意がない場合は、この建物について相手方は多分譲渡を受けないと思われております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第45号の財産の無償譲渡についてお伺いをしたいと思います。

先ほど真野議員のほうからほかにも財産があるよということで、以前議会でも取り上げさせていただいた件かと思いますが、専門家を含めた話合いが今はどうなっているのか、その点について1点お伺いをしたいのと、それから今回示されたものだけなのか、市の財産は今回示された物件だけなのか、土地というのは分かりましたが、その点をお伺いしたいと思います。この建物だけを無償譲渡するのはなぜなのかお伺いをしたいと思います。

あと、ちょっとまだ話合い中ということですので、あとは今回はしよります。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、1点目の専門家を含めた建物の無償譲渡についての話合いは特段行っておりません。

続きまして、市の財産は本市の所有建物はこの2軒のみとなります。

次に、無償譲渡する理由についてですが、これまで無償貸付けしていました2軒の建物を活

用いただくことが最良と考えてのこととさせていただきます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

先ほど、土地の件が片づかないとというお話があったと思うんですが、もう一度ちょっと私聞き漏らしているかもしれないので、確認をさせていただきたいと思いますが、土地についてのどのような決着をつけないといけないのか、無償譲渡についても土地の件が片づかないところのほうは受け付けないのか、その点もう一度確認をさせてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

土地につきましては、現在有償譲渡、または有償貸付けで話しを進めています。この調停が不調になる場合は、土地だけを相手方が譲り受けるということは選択されないと思いますので、そうなった場合は今回、議決をされた場合であっても、向こうが受け取っていただければ、譲渡についても、これは不調といいますか、成立しないということになってくると思われま。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第46号から日程第17・議案第50号まで（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてから日程第17・議案第50号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

児童館の指定管理に関してですが、今回それぞれ46号から50号までということで、それぞれ団体から提案された指定管理料の額と、それから市提示の上限との差等についてお尋ねをしたいと思います。

昨今、燃料等の高騰もありますので、その分で上昇した部分もあると思いますが、その点についてそれぞれ教えてください。

それから、第48号の北河田児童館の指定管理指定に関しては、指定管理団体が変わることになりますが、これまでの職員の雇用等はどういうふうになっていくのかについてお尋ねをします。

それから、議案第50号ですけれども、八輪子育て支援センターについては、申請団体が2団体ということであったと思いますけれども、もう1団体の申請団体がもし言えるのであれば教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、指定管理料の額等についてです。

指定管理期間での5年間で、市江児童館は提案額が1億1,628万5,000円、市の提示の上限との差は4,000円。佐屋西児童館は提案額が1億3,774万円、市提示の上限との差はゼロ円。北河田児童館は提案額が1億3,975万円、市提示の上限との差は30万5,000円。西川端児童館は提案額が1億3,807万8,000円、市提示の上限との差は247万2,000円。八輪子育て支援センターは提案額が9,401万円、市提示の上限との差は1,000円となります。

続きまして、指定管理団体は変わるが、これまでの職員の雇用はについてですが、職員の雇用については指定管理者候補者による雇用の考え方にに基づき実施されることとなります。

続きまして、もう一つの申請団体については、団体に不利益が生じる恐れがあるため控えさせていただきます。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

それぞれ今、指定管理料は出ていますけれども、これまで、契約前、現在と比べてどの程度管理料が上がっている、あるいは下がっているというのがあれば、という部分について教えてください。

それから、職員の雇用に関しては、当然指定管理団体の考えでという話ではありますが、これまでの職員の雇用等に関して、例えば提案者からそういった提案とかはもともとないのかどうか、それでいいのかどうかについて教えてください。

それから、申請団体のもう一個を教えてくださいということですが、例えば点数の差とかいったものは、教えていただければ教えてください。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、3点目のもう一団体の点数については、638点でございました。

あと、2点についてはお願いします。

**○市長（日永貴章君）**

私が1つお答えさせていただきます。

前回、平成30年度に公募したときの上限額につきましては、市江児童館が9,500万円、佐屋西児童館が9,500万円、北河田児童館が1億1,500万円、西川端児童館が1億1,500万円、八輪子育て支援センターが7,500万円となっております。以上です。

**○子育て支援課課長補佐（佐藤安成君）**

現在の指定管理料ですけれども、まず令和5年度ですけれども、市江児童館につきましては、今協定を結んでいる部分ですけれども2,240万円、佐屋西児童館が2,161万6,000円、それから北河田児童館が2,083万2,000円、それから西川端児童館が1,869万5,000円、それから八輪子育て支援センターが1,741万8,000円でございます。

この指定管理指定を受けた場合の令和6年度の見込みでございますけれども、今、障害児受入加算や処遇改善加算を含まない額でいきますと、佐屋西児童館が2,754万8,000円、それから市江児童館が2,325万7,000円、それから北河田児童館が2,795万円、それから西川端児童館が

2,746万円、それから八輪子育て支援センターが1,880万2,000円という金額になります。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

理事者側におきましても、これから答弁漏れのないようによろしくお願いします。  
それでは次に……。

〔発言する者あり〕

まだありましたか。

すみません、真野議員、もう一回答弁漏れの内容を説明してください。

**○5番（真野和久君）**

今回、指定管理団体が変わるということで、今現在の職員の雇用という問題が当然課題になってくるわけですね。今回、北河田児童館に関しては、1件しか申請もなかったということは、確実に指定管理者が変わるということも事前に分かっているわけで、そういう中で、例えば、相手のプレゼンテーション等の中で、今の職員の雇用に関してどうするのかという考え方の提示とか、あるいは市からそうした職員の運営、雇用に関してどのように考えるのかということの聞き取りとかはなかったのかについて教えてください。それは必要ないのでしょうか。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

雇用については、指定管理者候補者による雇用の考え方にに基づき、新旧の指定管理者同士で実施されることとなります。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

それでは次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

では、議案第46号から50号までの児童館等の指定管理について質問させていただきたいと思えます。

今回の公募について、仕様内容で新たに加えたりしたとか変更した点があったら教えていただきたいと思えます。

また、こども基本法が制定され、新たにこの法の趣旨も盛り込まれたのか、また公募者から提案等があったのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、北河田児童館の指定管理者の指定についてお伺いをしたいと思えます。

今回、社会福祉協議会が応募をしなかったということですが、このことは以前から聞いていたのか、内部的に何か問題があったのか、理由等についてお聞かせをいただきたいと思えます。以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

まず、公募の仕様と変更したことについては、10月から4月までの会館開始時間を午前9時に、指定管理者の修繕費を1件当たり30万円以内に、放課後児童クラブの障害児受入推進事業や処遇改善事業といった国の制度が改正された部分を明記したことなどが上げられます。

続きまして、新たなこども基本法の制定についての盛り込みですが、指定管理者募集要項仕

様書において遵守する法令、関係法令にこども基本法が記載されております。その部分でプレゼンテーションの場で確認をしております。

続きまして、北河田については参加しないことは聞いておりませんでした。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

今回、指定管理者を公募するに当たって、どのような公募、呼びかけの方法を取ったのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、先ほどこども基本法について遵守するよということによって仕様書に書かれたということではありますが、具体的にどのようなプレゼンでアイデア等、方針が示されたのか、どこどこの児童館ではこれこれ、どこどこはこれこれというのがあれば、とても重要な法律でございますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、あと今回、民間の企業も公募対象にしていますが、前回もしていたと思っておりますが、こういったこども基本法を推進していくに当たって、地域の団体でやはり子供たちを切れ目なく見ていくということについての話合いがなかったのか、この点についてお聞かせいただきたいのと、北河田児童館において職員の雇用についてどのような提案があったのか、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、2点目のこども基本法については、指定管理が計画する事業内容に子供の意見や権利などを法の趣旨が反映されている部分についての内容で、プレゼンテーションがなされております。

あと、地域の子供たちの参加についても積極的に子供たちの意見を聞き、事業等を進めていく等のプレゼンテーションはございましたが、詳細については控えさせていただきます。

あと、雇用の考え方については、指定管理者の提案内容になりますので、答弁については控えさせていただきますし、さきもお伝えしましたように、雇用の考え方については、指定管理者候補者による考え方に基づき実施されることとなります。以上でございます。

#### ○子育て支援課課長補佐（佐藤安成君）

公募についてどのような呼びかけ方法をされたかということなんですけれども、今回公募に当たりまして、公募説明会をしたわけなんですけれども、その後に施設の見学会を開催しまして、より建物の状況なども理解した上で提案していただけるような工夫をさせていただきました。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時55分といたします。

午前11時52分 休憩

午後0時55分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第51号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

次に、日程第18・議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について確認をさせていただきます。

まず、ページ数の4ページの佐屋小の第2表のところで、6段目の佐屋小学校健全度調査を行うということの債務負担行為ですけれども、これについて詳細、例えば場所ですとか調査の内容ですとか、そういう内容をまず1点教えてください。

質問は5点あります。

続いて、10ページの歳入ですが、歳入の15款2項1目のデジタル基盤改革支援補助金、18節かな、その1,062万6,000円については、どういった事業に対する補助金なのか。

また、その事業については、今まで行ってきた内容について、国庫負担金ということで目的財源として措置をされるのか、どの事業に対するものなのかということをお願いいたします。これが2点目ですね。

3点目で、16ページの2款1項10目の24節積立金で5億3,400万円、財政調整基金積立金ということで積立金を積み立てるわけですが、この積み立てた後の財政調整基金の残高について、その合計金額を教えてください。

続いて、18ページの3款1項1目の27節の繰出金2億8,700万5,000円についてですが、国民健康保険特別会計繰出金について確認をします。

この国民健康保険繰出金が2億8,700万円繰り出すものについて、その理由について教えてください。何点かあると思いますが、その辺よろしくお願いします。

一般質問の答弁の中で、9月議会の、県から借入れをするという答弁も不足分についてはあったと思うんですけれども、その答弁から市が全て繰出金ということで繰り出すことになった、その理由についてお伺いをします。

続いて、20ページの3款2項6目の19節扶助費ですが、4,996万円についてですが約5,000万円、子ども医療扶助費ということで予算よりも増額されましたが、予算査定よりも5,000万円見込みが増額となった、その理由について確認させてください。

以上、5点お願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、佐屋小学校の健全度調査について御答弁させていただきます。

調査対象施設は、南校舎、北校舎、管理棟、体育館、渡り廊下及び倉庫になります。

調査内容といたしましては、構造体耐久性調査、建築部材等の調査、外壁調査などを予定しております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、私からはデジタル基盤改革支援補助金についてでございますが、どの事業に当たるのかでございます。

今年度、国が定める自治体情報システム標準化事業に対するものでございます。

続きまして、財政調整基金の積立残高でございますが、一般会計補正予算（第7号）までの差引合計で約52億7,700万円と見込んでおります。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、3款1項1目国民健康保険特別会計繰出金の繰り出し理由についてです。

まず、こちらについては、産前産後保険料分は公費で賄うこととしていること、また国民健康保険事業費分は、国民健康保険税及び普通交付金の減収による不足分を繰り出すものです。

続きまして、県から借入れするとの答弁からの変更理由ですが、県貸付金の金額を試算した結果、不足分全額を借入れできないことが判明したため、一般会計から一時的に繰り入れることに変更いたしました。

続きまして、3款2項6目の子ども医療扶助費について、見込みより多かった理由についてです。

県補助対象分について、今年度の支給額が増えているためです。以上です。

○4番（河合克平君）

まず、第2表の佐屋小の健全度調査を行う場所というのは、平たく言うと、敷地内にある建物は全てということだと思ったんですが、そういう内容でいいのか。体育館まで含めて健全度調査を行うということで今答弁がありました。プールとかそういった場所についてはどうなのか教えてください。

あと、歳入についてですが、デジタル基盤改革支援補助金についてですが、自治体情報システム標準化についてということだということですが、これは今回の補正予算の中にある目的、歳出に対応したものなのか、今までで支払った部分について対応しているのか、その辺のことについてお伺いをさせていただきます。どの事業に対する補助金なのかという、具体的にどの事業なのかという質問には出していますので、どの分なのか、それぞれ教えてもらいたいと思います。

あと、歳出について、財政調整基金については52億7,000万円ということでお話がありましたが、一説によると、70億はためないかんという話もある状況の中で、まだまだどんどん増やしていくということで財政運営を行っていくのかどうかについて、今の時点での考えをお伺いします。

続いて、国民健康保険特別会計繰出金 2 億8,700万円ですが、一時的に一般会計から繰り出してもらおうということですが、これは国保会計からの繰り出しということも考えている問題なのか。県からは借入れをするもんだから返済をしないかんですけど、一般会計からも一旦繰り出してもらって国保会計からまた戻すというような、そういう意味合いがあるのかお伺いをします。

2 億8,700万円のうち、国の負担分の部分については差し引いていると思いますが、国保事業減収分についてのところですが、減収部分というのは、具体的に言うと、何と何と何の部分であったか。前も聞いたかもしれませんが、もう一度、どの部分とどの部分の減収で2億何千万円ですということが分かれば教えてください。

また、その減収となった理由について、何で減収になるのかよく分からんのですが、もともと県からの収入や県への支出というのは年度前に分かるはずなんで、それに合わせて予算は立てているはずなのに、途中で県からの収入が減ったからというのはちょっと今の仕組み上、理解ができないんですが、その辺のことも併せて教えてください。

続いて、子ども医療扶助費については、県の補助金部分がということなので、県の補助金というと未満児と中学校までの入院医療費ですか、その部分が増えたということで、そういった理解でいいのか確認です。お願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

まず私からは、佐屋小学校の健全度調査の再質問について御答弁をさせていただきます。

プール以外の施設全てを予定させていただいております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

デジタル基盤改革支援補助金の関係でございますが、こちらの対象事業の内容といたしましては、国が示す標準準拠システムと現行システムとを比較いたしまして、必要な分析等を委託する事業に対するものでございます。例えば電算事務委託料などが該当いたします。

続きまして、財政調整基金の基金の関係でございますが、こちらは目標額を約70億と設定しておりますので、活用を図りながら今後も目指すべきものと考えております。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず1点目、一時的な繰出金への対応ということですが、こちらにつきましては、激変緩和期間が終わった後、一時的な繰入れが終わりましたら一般会計へ順次戻していく予定でしております。

その次ですね。減収について、国保会計がどうしてそんなに減収になるかという御質問だと思いますが、こちらにつきましては、当初予定しておりました国保税が、所得の減少の要

因が多いと思いますが、本算定をした結果、まずそこが歳入欠陥となること、それから県からの普通交付金についても、もう少し金額を多く見ていたんですが、県からの通知により、その額が減少したことによって、今年度大きく不足が生じることになりました。

続いて、子ども医療費についてなんですが、こちらは県補助対象分の医療費についてなんですが、令和5年の5月と6月診療分の外来調剤について、受診件数が前年を大きく上回っている状況です。診療科や病名が分かりませんので、要因は把握しておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、2点質問させていただきます。

まず最初に、8ページの歳出のところ、補正額の財源内訳というところで、一般財源が今回10億9,430万7,000円とありますけれども、燃料価格高騰の影響を受けている指定管理料の不足料がこの一般財源に幾ら入っているのかお聞きします。

続きまして、26ページの教育関係費のところの10款5項2目、体育施設指定管理料1,339万円、これも同じ燃料価格高騰の影響を受けていることで不足しているということですが、この体育施設ごとの内訳を教えてください。以上です。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の燃料価格高騰の関係の指定管理料の不足分の一般財源の額でございますが、こちらは燃料価格高騰の影響を受けて、今回行う指定管理料の補正予算額全てが一般財源からということになります。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、体育施設指定管理料施設ごとの内訳について御答弁をさせていただきます。

親水公園総合体育館852万1,000円、立田体育館81万3,000円、佐織体育館108万1,000円、佐屋総合運動場155万7,000円、佐織総合運動場141万8,000円でございます。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの指定管理料の補正予算額の額でございますが、4,244万3,000円となります。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

令和5年度もこの燃料価格高騰の影響を受けての補正となっていますけれども、ちょっと確認で、もし答えられれば結構ですが、令和4年度も12月補正を行ったと思いますけれども、そのときの額と財源が分かれば教えてください。

それから、ちょっと体育施設の今内訳を聞いたんですが、体育施設においては、LEDになっているのかなっていないのかというのをちょっと確認させてください。以上です。

○財政課長（堀田 毅君）

昨年度の燃料価格高騰における補正につきましては、令和4年12月議会において、燃料高騰

対応分として、市直営施設及び指定管理施設合わせて、全て一般財源から9,743万円の補正を行ったものでございます。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

体育施設におけますLED照明の設置施設数でございますが、1か所でございます。佐織総合運動場テニスコート全19灯中LEDが14灯でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第51号、補正予算について質問をしていきます。

1点目は、16ページの2款1項12目12節、コミュニティセンター指定管理料ですけれども、42万3,000円ですが、これは今回、市江コミュニティだけになっていますけれども、ほかのコミュニティに関しては問題はないのかについて教えてください。

それから、22ページの産地パワーアップ事業費1,533万5,000円、説明では水稻事業者支援という話でありましたが、具体的にどのような、例えば機材を買ったのかだとか、どのような活用をされているのかについて教えてください。

同じく22ページの農業振興対策事業補助金過年度返還金2万3,000円についてですけれども、いわゆる農地の返還があったということですが、その返還の理由、農地の面積、返還というか、いわゆる脱退の理由ですね、それから農地面積と地区が答弁できれば答弁をお願いします。

それから、24ページの消防のところですが、指令管制システム等改修費で21万7,000円、これはいわゆる指令塔の指令システム、新しいところのそれぞれの町村で分担していると思うんですが、愛西市分は21万7,000円ですが、これ全体でいえばかなり増えると思うので、費用が増えた理由について教えてください。

それから、同じく消防救急デジタル無線102万9,000円のところですけれども、この消防救急デジタル無線の詳細について、これから基本調査を行うと聞いていますけれども、その内容について教えてください。

○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、コミュニティセンターの指定管理料の市江コミュニティセンターのみの理由ですけれども、光熱費高騰に伴い、電気料の状況について確認した結果、市江地区コミュニティセンターの不足が見込まれるためお願いするものであります。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、2点御答弁させていただきます。

初めに、産地パワーアップ事業、水稻事業者の支援の内容ということでございます。

内容といたしますと、直進アシストコンバイン1台、直進アシストトラクター2台、スプレーガイダンス仕様乗用管理機1台、アグリロボコンバイン1台の購入支援を予定しております。続きまして、農業振興対策事業補助金の過年度の返還金、これの面積、あと地区、脱退の理

由ということでございます。

変更となる農地の面積は15アール、地区は八開地区、解約の理由は個人の都合による合意解約でございます。以上です。

○消防長（加藤義久君）

私からは、指令管制システム等改修費、消防救急デジタル無線について御答弁させていただきます。

まず、費用が増えた理由についてですけれども、最終的な契約額が増加したためです。

次に、デジタル無線の詳細、基本設計の内容についてです。

消防救急デジタル無線は、各種活動に必要な情報連絡に利用する無線通信システムです。

基本調査の内容は、海部地方消防指令センター、津島市消防本部、海部東部消防本部、名古屋市中川区にそれぞれ設置してあるアンテナを使用し、どこのアンテナを使用すれば効率よく運用できるか、電波がどこまで届くのかの調査を行いました。以上です。

○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

まず、コミュニティセンターのほうですけれども、市江だけは明確に不足するというですけれど、ほかのコミュニティセンターについては指定管理の中で、今回地元でも聞きますと、結構やっぱりいろんなものが値上がっているということで大変だという話は聞いているんですが、今のところそういった話はないのか。金額上やっていけるからというふうなのかもしれませんけれども、その辺りについてちょっと教えてもらえませんか。

それから、産地パワーアップ事業のほうですけれども、結構コンバイン2台だとかトラクターが2台だとか、かなりの機材を買うようすけれども、これは水稻の耕作面積とかそういったところの農業規模というのはどのぐらいなのかというのは、分かるところでいいですので教えていただけませんか。

それから、デジタルシステムのほうですけれども、契約増として、結局合計として幾ら増えたのかについて教えてください。

それから、救急デジタル無線については、今後指令管制システムが一体化する場合に、各消防でどこのアンテナを使えば一番いいのかということ調査しているのでしょうか。その辺り、ちょっともう一度詳しく教えていただけるといいです。

○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、他のコミュニティも含めて物価高騰の影響は大丈夫かという御質問ですけれども、今回、各コミュニティセンターですね、例えば電圧の契約の高圧、低圧など、契約内容によって影響の範囲が変わってきておりますので、他のコミュニティにおいては、指定管理料の中で対応できるということを聞いております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

産地パワーアップ事業の面積的な要件みたいなお話でございます。

こちらにつきましては、産地戦略を当然作成した上で進めるということで、今回、水稻のほ

うにつきましても、産地の要件として1ヘクタール以上の耕作面積というところがございます。その産地戦略に従って、産地パワーアップ事業のほう進められておりますので、全体的な面積というふうになりますと、ちょっとそこら辺は把握してございませんが、一つ一つの要件とするとそういうところがあるというところで御了承いただきたいと思っております。以上です。

○消防長（加藤義久君）

私からは、増額分の金額についてとアンテナについてですけれども、まず増額金額につきましては、全体で727万7,160円でございます。

アンテナの件につきましては、議員おっしゃられたとおり、どこのアンテナを使えばいいかというところの調査で、そのとおりでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について質問いたします。

2点お願いします。

予算書9ページ、10ページ、歳入のうち、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、8万1,000円、産前産後保険料負担金があります。

同じく16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、4万円、産前産後保険料負担金もあります。

主要施策参考資料にある予算額、産前産後保険料負担金16万2,000円が、予算書17ページ、18ページ、歳出のうち、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金2億8,700万5,000円、国民健康保険特別会計繰出金の中に、先ほど答弁ありましたので、産前産後保険料で免除が含まれると考えるわけですけど、国・県・市の割合、今回の保険料免除の算出方法をお伺いします。

2点目に、予算書17ページ、18ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金1億9,780万円、施設型給付費ですが、どのような内容なのかお伺いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、産前産後の保険料の関係です。

国民健康保険特別会計繰出金には、産前産後保険料負担金の16万2,000円が含まれており、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担することとなっております。

算出方法は、過去の実績から対象期間の人数を8人と見込み、国が推計した1人当たり免除額のうち、1月から3か月分の2万250円で積算しました。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、施設型給付費についてです。

今年度より、永和保育園が民間保育園に、諏訪幼稚園が認定こども園に、とみよし幼稚園が新制度移行幼稚園になり、この3園の分を新たに施設型給付費で支弁することになりました。

また、令和5年度の公定価格が前年度より増加したことも要因となっております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

それでは、少しだけ再質問をさせていただきます。

産前産後保険料免除事業の免除内容で、出産予定月の前月から4か月、多胎妊娠の場合は3か月から6か月という設定の理由をお伺いします。

もう一点、施設型給付費ですが、給付の対象、給付方法をお伺いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

被用者保険と同様に、出産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間及び出産後は8週間、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者が稼得活動に従事できない期間と考え、この期間の保険料を免除することとされました。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

施設型給付費の対象及び方法ですが、支給対象となる園児は、保育所、認定こども園、地域型保育施設、新制度移行幼稚園に通う愛西市在住の園児となります。

毎月初日の園児数を基に、各園から請求を受けて支給しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について質問いたします。

指定管理料について多数質問いたしますが、もしかして市独自で方針とかがあれば、そちらのほうで答弁していただいたほうがいいかと思っておりますので、最初に申し上げておきます。

16ページの総務費、総務管理費、コミュニティ費のコミュニティセンター指定管理料ですけれども、先ほど契約の仕方によって増額するか否かの判断をしたということですが、個別にどれぐらいの電気料の増減があるか、そこについても調査をしたのかお伺いをしたいと思います。

それから、市江ですと適応教室等も使っているかと思いますが、そちらの電気代というのは別管理になっているのか、それともこのコミュニティの総務費のほうに入っているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、18ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の特別障害者手当と障害者地域生活支援給付費、障害者自立支援給付費についてお伺いをしたいと思います。

毎年、補正がよく組まれるわけですが、利用者数、金額の増加について、昨年と同時期と比較してどれぐらい増えているのか教えていただきたいと思っております。

そして、それぞれ増加の原因と新たな傾向等が見られるならば教えていただきたいと思っております。

18ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費の佐屋老人福祉センターと佐織総合福祉センターの指定管理料についてお伺いをいたします。

これも同じく、増額するか、補正組むか否かの基準的なものがあれば教えていただきたいと

思います。

そして、18ページの民生費、社会福祉費、福祉医療費の障害者等医療扶助費についてお伺いをいたします。

こちらが増加の特徴等について説明をいただきたいと思います。

20ページの民生費、児童福祉費、障害児通所支援費の障害児通所給付費についても、支援の利用者、使用料、前年と比較してどうなっているのか、傾向的なことを教えてください。

それから、20ページの衛生費、保健衛生費、環境衛生費の総合斎苑指定管理料の補正について、こちらの積算根拠についてもお伺いをしたいと思います。

それから、26ページの教育費関係であります。

社会教育費、文化会館費、図書館費の委託料についてと、それから教育費、保健体育費、体育施設費、委託料の体育施設指定管理料についてお伺いをしたいと思います。

こちらについて、どのような手続で増額しなければいけないのか、調査したのか、調査方法についてお伺いをしたいと思います。

あと、26ページの教育費、中学校費、学校管理費の光熱水費についてであります。

これについては、どこの学校でどれくらい必要なのか。積算根拠と調査方法について、全ての学校においてどのような調査をしたのかも含めてお伺いをしたいと思います。以上です。

○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、私からは、まずコミュニティセンターの指定管理料の増額に関してです。

増額に関する調査を行ったのか、もしくはその調査を行ったのであればどのような数字かというような御質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、調査は行いました。それぞれ令和5年度、令和4年度の契約している単価を確認いたしまして、例えば基本料金の単価、令和4年度が1,200キロワットに対して、令和5年度は2,164.01円キロワット、また夏季単価につきましては、令和4年度が12.05円キロワットアワー、令和5年度が22.6円キロワットアワーとそれぞれ単価が上がっておりますので、今回の補正をお願いするものであります。

続いて、適応教室の電気料はどうなっているかということですが、適応教室の電気料に関しては、指定管理料からお支払いをしております。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、まず3款1項1目の扶助費、障害者サービスについて利用者の数、金額の増加、それから昨年と同時期と比べての比較ということで、それについて答弁申し上げます。

8月現在で比較しますと、特別障害者手当は、受給者数が13人の増、支給額は半年間分で約216万円の増加です。

障害者地域生活支援給付費は、受給者数が8人の増、支給額は約413万円の増加。

障害者自立支援給付費は、受給者数が30人の増、支給額は約1億4,039万円の増加となります。

続きまして、それぞれ増加の原因と傾向についてです。

特別障害者手当が増加した原因は、国手当が2万7,980円に680円増額されたこと及び受給者数が増加したことで、令和5年度は大きく増加しています。

障害者地域生活支援給付費と障害者自立支援給付費は、利用者、利用料が増加したことが原因です。いずれの給付ともにここ数年増加傾向であります。

次に、老人福祉センター、佐屋老人福祉センターと佐織総合福祉センターの指定管理料の増加の基準、市の指針についてで答弁いたします。

指定管理施設につきましては、年次計画に基づいた指定管理料を計上しております。指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合は、包括協定書に定めており、協議の上、不足する光熱費について補正を行うものです。

続きまして、3款1項4目の福祉医療費、障害者等医療扶助費の増加、特徴についてのことで申し上げます。

障害者医療の県補助対象分について支給額が増えていることと、精神障害者医療の市単独補助分の支給額が増えています。

続きまして、3款2項7目の障害児通所給付費の支援利用者、利用料、前年度との比較については、こちらも8月現在で比較しますと、受給者数が11人の増、支給額は半年間分で約2,137万円の増加となります。

私からは以上です。

○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、総合斎苑の指定管理料の増額分の積算根拠について答弁させていただきます。

具体的には、令和4年度10月から3月、令和5年度4月から9月の実績を基に積算しております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、文化会館費、図書館費、また体育施設費における調査内容について御答弁をさせていただきます。

毎月のモニタリングで、各施設における電気料や灯油代の報告を受ける中、不足が発生することを把握させていただきました。

続きまして、学校管理費における積算根拠でございます。

令和4年10月から令和5年9月までの電気料金の実績と令和5年度の当初予算額との差額に、電気料金高騰分を想定し加算した額により積算をさせていただきました。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

これから順次再質問のほうさせていただきます。

16ページのコミュニティセンターの指定管理料についてですけれども、市江のみが増加するというところで契約の仕方云々という御答弁があったんですが、市江だけが契約の仕方が違って補助することになったのか、ほかのところは金額的に大丈夫だったのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと様々障害者関係の18ページの特別障害者手当とか障害者等の医療扶助とかい

るいろいろ支援のものがあるわけですが、これは利用料の単価とか、そういったところの見直しがあつて市の負担額が増えているとか、そういったもともとの利用料金の値上げ等があつて金額が増えていることもあるのか、その点教えていただきたいというふうに思います。

それから、18ページの佐屋老人福祉センターですが、こちらのほうは、シルバー人材センターとか適応教室等もあるわけですが、電気のメーターとかそういったものは一体になっていて指定管理の中に含まれているのか。シルバーは市の事業ではないので、その点どのように電気代とかの増減に対して、シルバー人材センターと対応しているのか。この増額分を一部はシルバー人材センターに請求しているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

あと、20ページの総合斎苑の指定管理料で、光熱費の高騰で実績で増額したよということですが、火葬の件数等の増加等もあつてこの金額が増えているのか、例年並みの数なのか、予想よりも火葬が増えていてこの金額になっているのか。その辺についても、多分単に電気代が上がったからという理由だけじゃなくて、計画の見通しがちょっと違っていたことも理由にあるのか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、確認ですが、中学校の光熱費ですが、4年の10月から9月にかけての実績でということですが、確実に3月まで光熱費のほうこれで足りるのかということのチェックですね。これ結局、PTAとか何かから最後足りないからとまたなつては困りますので、その辺り、今後どう見ていくのかお伺いをしたいと思います。

そして、全てにおいてですが、この教育関係の指定管理にしても、それからその他の指定管理にしても、市から足りないんじゃないのという呼びかけをしたのか、指定管理のほうから足りないのので何とかしてほしいというお話があつたのか、それぞれ先ほど御答弁いただいた部署について教えていただきたいと思います。以上です。

○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、市江コミュニティの指定管理料に関してですけれども、指定管理の施設の各コミュニティセンターにおいては、高压電力で契約しているのが市江コミュニティのみとなりますので、その影響があつたということになります。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、障害者サービスの単価の関係です。

先ほども少し答弁させていただきましたが、特別障害者手当については、680円国の手当分が増額されていることによる増加要因もございます。あとのサービスについては、単価は変わっておりません。

それから、福祉センターのシルバー人材センターとの兼ね合いなんですけれども、センター自体にタコメーター等はつけていません。一体型で電気料についても管理しております。ただ、シルバーからは、ある程度、面積案分等に応じたそれなりの電気料の収入をいただいて、電気料として負担分をいただいております。ですので、今回増額した分もその分いただくこととなります。以上です。

○市民協働部長（田口貴敏君）

続きまして、私からは、総合斎苑の根拠に関する実態と申しますか、状況をお答えします。
まず、火葬の件数ですけれども、昨年の同時期と比較いたしましても、人体で14件増えている状況にもあります。

また、式場の件数でも、昨年度の同時期と比較しますと2件増えているということで微増ではありますが、ただ大きく今回の補正をお願いするところは、やはり基本料金の値上がり、それからそれぞれの単価の値上がりといったものの要因が非常に大きいという状況になっております。以上です。

○学校教育課長（猪飼政和君）

中学校の電気料金につきましては、中学校6校分を学校教育課のほうで支払い事務等を進めております。

各学校の電気の使用数量であったり、お支払金額等を月別でしっかり把握しておりまして、過去の推移、これからの推計を基に今回の補正予算を組ませていただいたので、年度内の支払いに耐えられるかと思っております。以上です。

○スポーツ課長（長谷川 努君）

スポーツ施設につきましては、市から指定管理者に協議をお話しし、見込額を算出させていただいて出しております。以上でございます。

○生涯学習課長（石田泰弘君）

生涯学習管内の文化会館、図書館費については、先ほど部長のほうからの答弁にもありましたように、毎月のモニタリング等で現状等を把握して、その後、現在の金額でやれるのかということ、十分モニタリングの中で把握した上で、過去の実績に基づく今後の想定をいたしまして、加えて高騰分等を加味しながら積算させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

すみません、今の議案第51号、補正の7号の答弁の中で、修正のほうをお願いしたい部分がありますのでよろしくお願いします。

真野議員の追加の質問のところのパワーアップ事業のところでございますが、面積要件のお話を私1ヘクタールというふうにお答えさせていただいたんですが、1ヘクタールというのは施設の分でありまして1ヘクタール、あと路地だと3ヘクタールということでございますので、そのほう修正のほうをよろしくお願いします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第52号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について確認をさせていただきます。

こちらの7ページの歳入について質問させていただきます。

7ページの1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税マイナス4,516万2,000円。先ほど査定がということで一般会計のほうでお話もありましたが、これについては、もう少し査定の内容について、予定をしているよりもどのところの収入部分が減ったのかとかというのが分かればその理由を教えてください。

あと、2款1項1目の普通交付金も、思ったよりも減ってしまったからということでマイナス2億220万5,000円について、こんなに減るはずじゃなかったということなのかどうか分からないですけど、その交付金について、減った理由について、なぜ減るのか、見込みがどうして違ってきたのか、なぜ減額となったか教えてください。

続いて、5款1項1目の、8ページですね、繰越金、補正前が1億であったのが、補正が4,285万5,000円ということで6,600万円になりましたけれど、この補正も減額なんですけど、これはもともと当初からそういった見込みができなかったのか。もともと繰越金って結構頭出しで1,000円だということもあったりするんですけど、これは4,000万円が減った理由ですね。歳入がこれだけ減っているもんだから赤字になったということが一番の要因なんですけど、その要因について詳細を教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、1点目の国保税につきましては、査定ではなくて、すみません、本算定ですね。7月の令和5年度の本算定によって出た結果、個人個人の所得の減少等が一つの要因ではありますが、そこで見込みより4,500万ほど減少になったということがございます。

それから、普通交付金につきましては、令和4年度の第4四半期に給付費がかなり上がるということで見込んで、その4年度の確定分の差額が令和5年度の収入として見込んでおりましたけれども、給付費が4年度の第4四半期伸びなかったことによって、その一部の欠陥分、それから令和5年度自体も見込みを結果としては過大に見込んだ結果、大幅な欠陥となったということでもあります。

それから、繰越金につきましても、令和5年度に予算を計上するときには、あくまで1億ほど出るというふうに見込んでおりましたが、こちらについても、確定したことによって、今回4,200万の減額をするものであります。以上です。

○4番（河合克平君）

思うに、本来的にもともと赤字を見込んでいたのではないかと。予算のときに過大に見込んで、赤字を見せないような形で予算を組んだんじゃないかなというふうに思ってしまうんですけども、本算定で4,000万円減ったというのはどの人数が見込み違いだったのかと、分かれば教えてください。

あと、普通交付金についても、かなり令和5年の見込みを過大で見たという話もありましたが、その過大で見たというのはどういうふうに過大で見たのか、具体的に教えてください。

1億円見込んでいた繰越金ですけど、結果としてそうになりましたということですけど、1億円見込んだということは、収入、支出ともに計算すると1億円ぐらい令和4年度で残るんじゃないかというふうに思われていた部分が半分減ってしまったというふうになっているので、この半分になったその理由、分析をしているのであればその内容について教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、1点目の税収については、どの区分というような把握はしておりません。とにかく本算定をした結果、全体的な減額が4,500万ほど出たということでもあります。

続いて、普通交付金につきましては、先ほども少し答弁申し上げましたが、4年度の後半、最後の第4四半期に給付が上がると見込んでいたものが結果的に上がらなかったというところで、その差額分が5年度に入ってこなかったことが一つの要因。

それから、令和5年度分については、こちらについては結果的に見込み誤りということでございます。

○4番（河合克平君）

その理由は。

○保険福祉部長（人見英樹君）

はい、繰越金についても同様です。

当初予算編成時の12月、1月の時点では1億ほど出るであろうと、実質収支が出るであろうというふうに見込んでおりましたが、こちらについても、結果的に見込み誤りでございました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

○消防長（加藤義久君）

失礼いたします。

先ほど議案第51号で真野議員のほうから、指令管制システム等改修費の増額分ということで、私727万7,160円と御答弁させていただきましたが、失礼いたします、修正をお願いいたします。2,480万円です。失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第53号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第20・議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第54号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第54号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第55号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第55号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第55号ですけれども、9ページの1款2項1目44節の企業債利息について、前年度借入分162万1,000円が増額されているんですけれども、これ利息が予想よりも増加した理由についてお尋ねをします。

○上下水道部長（山田英穂君）

増加した理由につきましては、前年度の企業債貸付利率を参考に0.8%で計算し、令和5年3月1日時点で1.3%へ変動したため、不足分を補正したものです。以上です。

○5番（真野和久君）

この変動分に関して、全ての債権なのか。変動分でどのぐらいの債権の額になるか分かりますか。

○上下水道部長（山田英穂君）

毎年発行される企業債貸付利率というものが3月1日以降しか分からないということで、全ての債権について発行されるということによろしいです。ですので、変動があれば補正することになります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は14時5分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

本日提出させていただきました議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）の18ページ、給与費明細書の記載内容について誤りがございました。謹んでおわび申し上げますとともに、正誤表のとおり訂正をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第56号から日程第26・議案第59号まで（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第23・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第26・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第58号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正の4議案について、一括で御説明いたします。

提案理由といたしましては、令和5年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職員等の給料月額並びに議会の議員、市長、副市長、教育長及び一般職員等の期末手当等を改定する必要があるからでございます。

改正の内容といたしましては、議案第56号では議会の議員、議案第57号では市長及び副市長、議案第58号では教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.10月引き上げ、議案第59号では一般職員の給料月額を引き上げ、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数を一般職員は0.05月

ずつ、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月ずつ、特定任期付職員は期末手当を0.10月、パートタイム会計年度任用職員は期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものです。

概要につきましては議案第59号資料3に、改正による一般職員の影響額につきましては議案第59号資料4に記載してございます。

これらの改正条例の施行期日につきましては、一部の規定を除き公布の日でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、議案第56号から議案第59号について一括して質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

#### ○4番（河合克平君）

私のほうからは、議案第59号についての質問をいたします。

議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について確認をさせていただきます。

まず、この59号の値上げをすることによってラスパイレス指数というような予定が出てくるかと思いますが、予定されるラスパイレス指数と過年度との比較をしてどのようになるのか教えてください。

変更するものについて、別表1、別表2、別表3ということで、職種によって表が変わっておりますが、この別表1、別表2、別表3それぞれの対象の人数を教えてください。

5つあります、すみません。

3点目、1万円以上のベースアップの人数、5,000円から1万円までの人数、2,000円から5,000円までの人数、ゼロから2,000円までの人数をそれぞれ教えてください。これは一般職、会計年度任用職員以外の職員についてですね。

4点目に、会計年度任用職員については、令和5年4月1日まで遡るということで補足が書いてありますが、この令和5年4月1日まで遡る理由とその対象者の人数は教えていただけますでしょうか。

最後の5点目に、会計年度任用職員の人について、一般事務職の中で時給換算をして最低と最高について教えてください。お願いします。

#### ○人事課課長補佐（大平剛史君）

まず私から、ラスパイレスの指数の状況について御答弁させていただきます。

ラスパイレス指数につきましては、国の給与水準との比較の指標になります。今回改定させていただきます人勧に伴う数字が国のほうが出ておりませんので、現状としましては、数字は分かっておりません。よろしくお願いいたします。

続きまして、給料表の御答弁をさせていただきます。

給料表、まず別表第1につきましては、行政職等多くの職員がこちらのほうで給料表、金額

を算出させていただいております。別表2につきましては、単純労務職ということで、用務員等の給料を定めさせていただいております。別表3につきましては、医療職ということで、診療所の医師の給料を定めさせていただいております。

具体的な数字につきましては、現在手元にございませんで、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

○人事課長（加藤貴也君）

私からは、4月に遡って支給することについて御説明させていただきます。

国からの通知に基づき、今年度から4月に遡って報酬等を支給することにいたしました。国からの通知には、改定された常勤職員の給与の種類、その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたしますと明記されておりますので、そのような対応をさせていただいております。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

時間給が一番高いものと低いものについてお答えさせていただきます。

高い時間給が2,660円、一番低いものが1,027円です。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午後2時14分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○人事課長（加藤貴也君）

大変お待たせしまして申し訳ありませんでした。答弁を行わせていただきたいと思います。

まず、別表1、別表2、別表3の人数でございますが、別表1の人数、行政職は479名、単純労務職が11名、医療職は1名、合わせて491名でございます。

また、給料表におきまして、1万円以上上がる方、5,000円から1万円、2,000円から5,000円、ゼロ円から2,000円の内訳でございますが、まず1万円以上上がる方が、行政職で71名、単純労務職ゼロ人、医療職ゼロ、5,000円から1万円は、行政職143名、単純労務職1名、医療職ゼロ、2,000円から5,000円につきましては、行政職49名、単純労務職6名、医療職ゼロ、ゼロから2,000円につきましては、行政職216名、単純労務職4名、医療職1名でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

では、ラスパイレス指数についてですが、今回は出ないということでしたので、せめて3年分の過年度について教えていただきたいです。

それと、今回491名ということで、別表それぞれ合計が491名だったんですが、資料によると485名が関係ある人だよというふうに記載しているんですが、この資料のうち6人は値上げがな



いというそういう職員なのか、その確認です。

いいですか。あとは補正のときに聞きますので、あとはいいです。その2点お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

過年度3か年分申し上げます。

令和2年度97.8%、令和3年度98%、令和4年度、同じく98%でございます。

私からは以上でございます。

○人事課課長補佐（大平剛史君）

議案に添付させていただいております人数と現在発表させていただいた人数の差につきましては、再任用職員につきまして、議案の資料のほうにはカウントをさせていただいておりませんので、数字に差がございます。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですね。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結します。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第60号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

これからは提案説明に続き、補正予算の質疑に入りますが、予算質疑におきましては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

次に、日程第27・議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,168万1,000円を追加し、総額を273億300万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、私のほうから御説明させていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源として8,168万1,000円を計上しております。

歳入につきまして以上でございます。

続きまして、歳出につきまして、担当部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、人件費の補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正につきましては、令和5年の人事院勧告等によるものでございます。御覧の予算書の18ページの給与費明細書により御説明させていただきます。

特別職の期末手当及び共済費については、令和5年人事院勧告等を踏まえ、支給月数が0.10月分引上げとなったことによる影響で118万5,000円の増額となりました。

次に、19ページが一般職員に関係するものです。

各課におきまして、給料、職員手当及び共済費で増額が生じております。給料で2,391万2,000円の増、職員手当で2,516万円の増、そして共済費で450万8,000円の増、合わせまして5,358万円の増額となりました。

増額の主な要因としましては、給料表の給料月額引上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数それぞれ0.05月ずつ引上げが影響しております。

また、給与費明細書に記載はありませんが、退職手当組合負担金についても369万2,000円の増額が生じております。

なお、一般職員全体の人事院勧告等に伴う影響額は、議案第59号資料4のとおりであります。次に、20ページが会計年度任用職員に関係するものです。

各課におきまして、報酬及び期末手当で増額が生じております。報酬で1,449万3,000円の増、期末手当で452万8,000円の増、合わせまして1,902万1,000円の増額となりました。

増額の要因としましては、報酬月額引上げ、期末手当の支給月数0.05月引上げが影響しております。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。これらの会計の増額は一般会計と同様の要因であり、これを補正するものであります。

人件費補正の説明は以上でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第60号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案書の6、7ページに19款2項1目の財政調整基金繰入金という話で、今回の補正額分を財政調整基金の取崩しによって賄っていくということになるわけですが、これに関しては、今後例えば、今年度中に交付税措置等で国からの措置などがあるのでしょうか。来年度の例えば交付税交付金に算入されるのでしょうか。その点について、歳入についてお尋ねします。

○総務部長（近藤幸敏君）

国からの交付税措置につきましては聞いておりません。以上です。

○5番（真野和久君）

聞いていないということですが、基本的に職員給与等を引き上げるということになってくる

と単純に基準財政需要額が増えるわけで、そうした点で交付税措置というのではないのでしょうか。だから、今までも全然そういったふうでしたか。これ以降についても、そうした需要額との差額について、収入額との差額について、交付税の措置はされないんですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

職員給与についての交付税措置ということですが、特に項目としては、私どもは確認しておりません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川議員が先でしたので、吉川議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてお伺いをいたします。

議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長の期末手当等の年間支給額、令和4年と令和5年の比較、総額を教えてくださいと思います。先ほどお話ししてあったので大丈夫かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○人事課長（加藤貴也君）

それでは、令和4年度と令和5年度の期末手当につきまして御答弁させていただきます。

総額ですけれども、議長で194万3,040円、副議長で174万3,360円、議員で155万1,360円、市長で433万3,760円、副市長で3,586万720円、教育長で312万7,360円でございます。

○7番（吉川三津子君）

もう一回順番に言ってもらえますか。何かちょっと数字が違うと思うので。令和4年と令和5年を教えてください。

もう一回最初からお願いします。

○人事課長（加藤貴也君）

申し訳ないです。すみません。

議長が194万3,040円、副議長が174万3,360円、議員が155万1,360円、市長が433万3,760円、副市長が358万6,720円、教育長が312万7,360円でございます。

続きまして、令和5年度でございます。

令和5年度、今回の補正予算でのベースで計算させていただきますと、議長が206万4,480円、副議長が185万2,320円、議員が164万8,320円、市長が460万4,620円、副市長が381万890円、教育長が332万2,820円でございます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

午前中に、給与月額が値上がりすることによって年間の総支給額が出たと思いますが、そのときには今回の期末手当が含まれていない額であって、そうすると今回の差額をプラスアルファしたものが正確な令和5年度の支給額となるということで解釈してよろしいのか。午前中の

報酬等のところでの金額と今の答弁のことをちょっとお伺いしたいと思います。

それからあと、先ほど地方交付税の話が出たんですが、途中で人事院勧告とか何か受けると職員の数とか何かに応じて地方交付税って決まってくると思うんです。それが全く、今までも途中で値上がりしたりとかしているんですが、手当てが全くされずにきたという認識なのか、この地方交付税の計算式の中で、そこまで手当てされているのかどうなのか、分からないのか、そこら辺どちらなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○人事課長（加藤貴也君）

今、議員のおっしゃいました年間の給与報酬につきましてですが、こちら特別職の給与につきましては、来年4月1日からの施行ということになっておりますので、単純な足し算という形ではございません。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

人件費の関係の交付税の措置のことでございますけれども、一律的にといたらあれですけども、要は標準的な行政経費を算出するものでございますので、全国的な制度改正についてはそれぞれが上がっているということになりますから、交付税措置としてはそれぞれのベースが上がるということですので、特定の費目としての算入ということはないというふうに考えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

議長、先ほどの答弁とはちょっとずれているように思いますので……。

○人事課長（加藤貴也君）

申し訳ございません。

先ほどの答弁ですが、特別職につきましては令和6年4月1日からということですので、今の……。

○7番（吉川三津子君）

差額分はプラスされるの。

○人事課長（加藤貴也君）

特別職については、差額分は……、すみません。

○人事課課長補佐（大平剛史君）

失礼いたします。

午前中に審議いただきました特別職、議員さんの給料及び報酬のアップ分につきましては、令和6年4月から適用になります。今回お願いして審議していただいております期末手当の支給月数につきましては、今年度から適用させていただくような形になります。

期末手当の分につきましては、当然この後お支払いを、プラス分払わせていただくような形になると思いますが、報酬分のアップ分につきましては来年度から適用となりますので、差額は発生しないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、私のほうからは、会計年度任用職員について確認をさせていただきます。
ページ数が20ページですね。

報酬として1,449万3,000円ということで、給与費、報酬が差額が出ると、上がるという、費用が増えるということで書かれておりますが、この具体的な内容、これは4月1日まで遡ると今から10か月間遡るわけですが、単純にこの327人でこの分を割れば10か月分というふうに思えばいいのか、遡った金額がこの1,400万の中に当然入っていると思うんですけども、1か月分当たり、平均でもいいですが、幾らぐらいの報酬が増えるのか教えてください。

先ほど給料のことでという話もありましたが、実際、この会計年度任用職員についても、令和5年4月1日まで遡るとのことでの需要額の計算をするのでちゃんとしてくださいねというのが国からの通達になっているのではないかなと思うんですが、そういった点では、地方交付税の元となる経費の算入については、当然人事院勧告がされれば増えるのが普通だと思いますが、その増え方が今年なのか、令和5年度なのか令和6年度なのかについてさっき真野さんも問合せをしたんですけども、それについては分かりますか。多分包括算定経費というのが変わってくるかなと思うんですけども、その辺については分かりますか。

3点、ですから、会計年度任用職員の分と地方交付税の会計年度任用職員分と一般職分の人事院勧告の影響額がどうなのか教えてください。

○人事課長（加藤貴也君）

遡って支払いする方について、先ほど資料のほうには327人ということですが、実際には遡って支払う対象者としましては265人程度を想定しております。

こちらは、今、12月1日に在籍している会計年度任用職員から平均週2日未満の職員を引いた方、あと既に退職された方でも遡及の対象となりますので、そういった方について人数に算定した結果、265名という形で想定しておりますので、こちらの増額の1,449万3,000円につきましては、265人が対象ということになります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの人勧の包括算定については、今手元に資料ございませんのでお答えできませんので、ちょっと申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。以上です。

○4番（河合克平君）

議長、ほかでも同じことなので、調べてくださいというふうに指示をしてください。

○議長（杉村義仁君）

ということは。

○4番（河合克平君）

いや、ほかの補正予算も同じ内容……。

○議長（杉村義仁君）

ちょっとお待ちください。

暫時休憩を取ります。

午後 2 時 49 分 休憩

午後 3 時 11 分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

失礼しました。

先ほどの人件費の算定については、今年度は算定はされないということです。包括的に翌年度以降になるということでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

他に質疑もございませんので……。

○企画政策部長（西川 稔君）

すみません、申し訳ございません。

先ほどラスパイレース指数の関係で、単位を%と申し上げましたが、%という単位ではございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第61号及び日程第29・議案第62号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・議案第61号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第29・議案第62号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第61号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万9,000円を追加し、予算の総額を64億2,545万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万8,000円を追加し、予算の総額を1億2,648万7,000円とするものでご

ございます。本日の提出、市長名でございます。

続きまして、議案第62号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万2,000円を追加し、予算の総額を60億1,627万9,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第61号及び議案第62号について一括して質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

一般会計でも聞きましたが、議案第61号の令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算について、また同じように会計年度任用職員の表がありますので、会計年度任用職員の件について8人ということですが、これについても先ほど対象となるのは何人というお話もありましたけど、今回この8人についてもどうなのか教えてください。

○人事課課長補佐（大平剛史君）

大変申し訳ございません。

対象者、予算書のほうには8人というふうに書いてございますが、そのうち何人が対象か手元資料ございませんので、少しお時間いただければお調べいたします。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩願いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

今の件におきましては、また委員会で報告していただくということによろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、他に質疑のある人は。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第63号及び日程第31・議案第64号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第30・議案第63号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第31・議案第64号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第63号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、補正予定額128万3,000円、計5億2,511万4,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額35万円、計3億4,943万9,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額163万3,000円、計8,895万5,000円とするものです。本日提出、市長名でございます。

続きまして、議案第64号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額75万6,000円、計18億3,123万1,000円。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額115万7,000円、計17億6,757万6,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正予定額49万9,000円、計19億985万7,000円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額96万8,000円、計23億2,069万5,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額212万5,000円、計1億2,115万5,000円。

第5条では、予算第9条中の他会計補助金を改めるものです。本日提出、市長名でございます。

両議案とも補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第63号及び議案第64号について一括して質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

先ほどの質問と一緒に、水道にも会計年度任用職員いらっしゃいますので、その内容について、委員会のほうで答えていただきますようよろしくお願いします。

質問したから、はい、分かりましたと言ってください。答弁お願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

答弁をお願いします。

○人事課長（加藤貴也君）

委員会のほうで答弁させていただきたいと思います。以上です。

[発言する者あり]

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いします。

午後3時23分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、すみません、またちょっと暫時休憩をお願いいたします。

午後3時24分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。再開は15時35分をお願いします。

午後3時24分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（杉村義仁君）

すみません、それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第32・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第3号及び議案第35号から議案第64号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

それで、常任委員会への付託の議案等につきましては、後ほどの配付ということで御異議ございませんか。

〔「そんなんできんじゃん、ここで決めないかんに」の声あり〕

ちょっと今精査しておりますので、精査したものを後日配付ということで御異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

時間を取っていただいて、待っていただけるとのことなら、これを作り直して今日中に配付させていただきますけど。

時間だけすみません、ちょっと今、製作するのに少し手間がかかっておりますので、あまり時間を取らせては申し訳ないかなと思って今そういう案を取らせていただきましたけど。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

議会運営上、委員会付託ってきちんとしないといけないと思うんですが。

○議長（杉村義仁君）

はい、もちろんそうですね。

○7番（吉川三津子君）

その点、問題じゃないのか。

取りあえず、この委員会付託一覧表で大きく変わっちゃうので、これでは通用しないのかどうなのか。分かりやすくするためだったならば、仮にこれを配付で、これで異議なしでしないと、配付されていないのに異議なしと言ったら、ちょっと後々議会運営上まずいかなというのもあるんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（杉村義仁君）

大きくは変わらないんですけど。

○7番（吉川三津子君）

この議案の付託の番号が変わらないのであれば、あと分かりやすくするだけのものであれば大丈夫かなと思うんですけど、一応議会、地方自治法にのっとって運営しないといけないので、その後で何か問題になってもいけないなと思って、議長が責任問われてもいけないと思って申し上げました。

○議長（杉村義仁君）

ありがとうございます。

ちょっとすみません。

〔「議案は変わらんの」の声あり〕

議案は変わらないです。議案は変わらないんですけど、件名の中の一般会計の補正予算の中

の内訳が少し、このままだと質問がしていただけないところがあるもので、ちょっと衛生費とその辺が入っていないもので、予防費も委員会の振り分けと違っていましたので、そのところを……。

○7番（吉川三津子君）

私の案でございますが、一応、議案の番号が変わらないならば、議案の番号をこの……。

○議長（杉村義仁君）

すみません、ちょっと休憩今取っていませんので、まだ再開するまで発言をすみません、控えていただきたいと思います。

じゃあ、ちょっと暫時休憩を取らせていただきます。

午後3時34分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（杉村義仁君）

長い時間お待たせしました。

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

それでは、先ほどの続きを行います。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおりに行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月21日午前9時30分より……。

〔「異議ありませんかというのではないんですか」の声あり〕

すみません、分かりました。

先ほど配付いたしました一覧表は、今の確認していただいたとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。すみません、私がちょっとミスしました。

それでは、一覧表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月21日9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

午後4時37分 散会

